

平成26年塩尻市議会3月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成26年3月13日(木) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 6号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻総合文化センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 8号 塩尻市学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 9号 塩尻市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻短歌館条例の一部を改正する条例

議案第11号 塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例

議案第12号 本洗馬歴史の里条例の一部を改正する条例

議案第13号 塩尻市柏茂会館条例の一部を改正する条例

議案第14号 塩尻トレーニングプラザ条例の一部を改正する条例

議案第15号 塩尻市民交流センター条例の一部を改正する条例

議案第16号 塩尻市塩嶺体験学習の家条例の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

議案第40号 塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第42号 平成26年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目榎川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

○出席委員

委員長	宮田 伸子 君	副委員長	鈴木 明子 君
委員	五味 東条 君	委員	務台 昭 君
委員	金田 興一 君	委員	中原 巳年男 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○説明のために出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長 宮本 京子 君 庶務係事務員 高津 彬 君

午前10時00分 開会

○委員長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成25年度3月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。大変お忙しいところ委員会を開催をいただきまして、ありがとうございます。提案申し上げます条例案件、それから、とりわけ平成26年度の新年度予算の御審査をいただくわけでございます。どうぞよろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、先月の大雪の際にはですね、議員の皆様から大変御心配をいただいたり、あるいは各地区でですね、御尽力をいただいたことに改めて御礼を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。では、よろしくお願いをいたします。

○委員長 では、本日の日程を副委員長のほうから申し上げます。

○副委員長 おはようございます。本日は議案の審査を行います。あしたも引き続いて議案の審査を行います。以上です。

○委員長 当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。ただいまから議案の審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、発言をされます委員及び職員の方はマイクを使用いただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

議案第 6号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻総合文化センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 8号 塩尻市学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 9号 塩尻市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻短歌館条例の一部を改正する条例

議案第11号 塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例

議案第12号 本洗馬歴史の里条例の一部を改正する条例

議案第13号 塩尻市柏茂会館条例の一部を改正する条例

議案第14号 塩尻トレーニングプラザ条例の一部を改正する条例

議案第15号 塩尻市市民交流センター条例の一部を改正する条例

議案第16号 塩尻市塩嶺体験学習の家条例の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

○委員長 消費税法改正を理由とする条例改正に関する議案審議につきまして、審議の能率を図るため、議案第6号から第17号までの12件は一括して議題といたします。なお、この議題につきましては、各議案の件名の読み上げを本会議場と同様に省略させていただきます。

それでは、説明を求めます。

○財政課長 まず、議案の審議をいただきます前に、委員長さんの許可をいただきまして事前に資料を配付をさせていただきました。お手元でございます。使用料等の改正条例36件の施設等の運営形態、それと前回の改正状況でございます。これにつきまして、あらかじめ議案審議に入る前に説明をさせていただきます。

まず、表がございますけれども、表の見方でございますが、一番左にございますけれども通し番号で36までございます。いわゆる36件ということでございますが、その右が議案の番号になっております。その右に条例名がございます、そしてその施設が直営であるかあるいは指定管理者であるかという区分をそこに記してございます。指定管理者の場合につきましては、その名称、それからその横の課税・免除という欄でございますけれども、指定管理者の場合につきましては消費税が課税になっているのか、それから免除であるのかという表示でございます。その右、前回改正の欄がございますが、そこに丸印がございますのは、今回と同様の改正を行った施設、すなわち平成9年の4月に3%から5%にアップした時点でありますが、同じような改正をしたものは丸印で表示をしております。ハイフンにつきましては、平成9年の4月以降に条例あるいは規則ができた施設ということで御理解をいただきたいと思っております。また、バツにつきましては前回改正のなかった条例ということでございます。

こうしたことでまとめてみますと、資料の囲みの中でございますが、消費税率の引き上げに伴いまして今回の条例36件のうち、直営の施設は24施設、また指定管理者の施設は12施設でございます。指定管理者制度の施設のうち、消費税が課税となっておりますのは10施設、また免除となっているのは2施設でございます。また、公営企業等の4件につきましては消費税が課税になっております。それから、前回の改正状況でありますが、平成9年4月以降に条例制定等のために前回の改定時は対象外となったものが18件、また、今回と同様の改正がされたものが14件、個々の事情によりまして改正を行わなかったものが4件と、こういう内訳でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 続きまして、議案第6号について説明を求めます。

○スポーツ振興課長 それでは、議案第6号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例をお願いいたします。議案関係資料のほうは16ページからになりますので、そちらで説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま財政課長のほうから説明ございましたが、消費税の改正に伴い使用料の改正をするものと、あわせて全体的な使用料の見直しということで改正をする部分もございます。まず消費税の関係につきましては、庁内統一的に8%に引き上げになるということで、使用料に105分の108を掛けまして、原則として10円未満を切り捨てという形になっております。ただし、電気料の値上げ等がございますので、照明使用料それから暖房費につきましては10円未満を切り上げという形で、これは本会議のほうでも総務部長のほうから説明をしたとおりでございます。以下の条例改正、消費税に伴うものにつきましては、そういった形になっております。消費税以外につきましては、体育施設条例では、今回、器具、備品の使用料がございますけれども、これにつきまして

市長が別に定める額としたものでございます。具体的には、関係資料の17ページから新旧対照表がございすけれども、17ページ、市営野球場の使用料になります。一番下のほうに放送器具、スコアボード、ベース板というような、現行のほうにございますけれども、この中のスコアボード、ベース板等につきまして、左側、市長が別に定める額とさせていただいたものでございますし、飛びまして、市立体育館でいきますと21ページのほうにございますが、備品類を細かく定めておりましたけれども、これが器具、備品につきましては破損、老朽化等更新が多いものでありますけれども、実情として反映されていないということで、この機会に市長が別に定める額として条例規定から外していただくというものでございます。一応体育施設条例につきましては、使用料、そういった形で改正になっております。

条例の施行等につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○委員長 次に、議案第7号について説明を求めます。

○社会教育課長 私からは、議案第7号塩尻総合文化センター使用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。議案関係資料30、31ページをごらんください。1番の提案理由でございますけれども、消費税法の一部を改正する等の法律が平成26年4月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものであります。

概要につきましては、塩尻総合文化センターの使用料に係る消費税額を現行5%から改正後8%に引き上げるための改正をするものであります。続きまして31ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。別表のそれぞれの区分によりまして、使用料につきましては10円から170円増額に、それから、冷暖房費につきましては10円から120円の増額になります。詳細につきましては別表のとおりでございますので、お願いをいたします。

なお、施行等につきましては、これも平成26年4月1日から施行するものであります。

○委員長 続きまして、議案第8号について説明を求めます。

○スポーツ振興課長 それでは、議案第8号お願いいたします。議案関係資料32、33ページです。塩尻市学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例です。こちら、基本的には消費税の改正に伴うものでございますけれども、概要のところにありますとおり、あわせて施設使用料を徴収する学校体育施設に運動場を加えるものということで書かれております。これまで、学校体育施設として体育館とグラウンド、運動場がございましたけれども、運動場については使用料の規定がございませんでした。この使用料につきましては、市内の方は無料となっております、市外の方が使う場合に支払っていただく使用料ということでございます。これまで運動場の規定がございませんでしたので、今後使用の状況にあわせて考えられるということもありますので、この機会に規定をさせていただいたものでございます。33ページ、新旧対照表でございます。現行のほうの施設使用料、右側ですが、体育館ということで、区分がございすけれども3段階で定めてありました。改正案のほうでは、消費税の改正も踏まえまして、1時間当たり860円、それから運動場については、1時間当たり640円ということで運動場を加えさせていただいたものでございます。

こちら、26年4月1日から施行するものでございます。以上です。

○委員長 続きまして、議案第9号について説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案第9号塩尻市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例について御説明いたし

ます。議案関係資料は35、36ページになります。提案の理由は、先ほどから説明しておりますとおり、消費税の改定に伴うものでございます。

議案関係資料の36ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表の午後1時から午後5時までの利用料を410円から420円に改めるものです。これは、全庁統一の方針に基づき算出された額が421.7円になりますので、10円未満を切り捨てまして420円とさせていただきます。午前9時から正午までの利用料金につきましては、同じ計算式で計算しますと308.6円になりますので、10円未満は切り捨てとすることになっておりますので300円のまま改定をしないということになります。

この条例につきましては、26年4月1日の施行を予定しております。以上です。

○委員長 続きまして、議案第10号の説明を求めます。

○社会教育課長 私からは、議案第10号塩尻短歌館条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。議案関係資料は37、38ページでございます。提案理由は、先ほどから申しているとおおり消費税法の一部改正に伴います必要な改正をするものであります。

概要につきましては、塩尻短歌館の使用に係る消費税額をやはり現行5%から改正後8%に引き上げるための改正をするものであります。38ページをちょっとごらんいただきたいと思いますが、新旧対照表でございます。これも別表のそれぞれの区分によりまして使用料が10円から20円増額に、暖房料が10円の増額となります。詳細は別表のとおりであります。

これにつきましても、平成26年4月1日から施行するものであります。

○委員長 次に、議案第11号の説明を求めます。

○社会教育課長 引き続きまして、議案第11号塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案関係資料は39ページから42ページまででございます。提案理由は、先ほどから申しているとおおりで、消費税改正に伴います必要な改正でございます。

概要につきましては、塩尻市文化会館の使用料に係る消費税を現行5%から改正後8%に引き上げるためのものと、一部、別表の一部を改正するものであります。まず40ページから42までの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表1で、1、ホール等の利用料につきましては、大ホールが520円から4,780円増額、中ホールにつきましては140円から1,400円増額、ギャラリー等が10円から250円の増額、冷暖房費は10円から40円増額となります。別表2のほうの附帯設備の利用料につきましては、舞台設備等を含めまして10円から640円の増額、冷暖房費につきましては120円の増額となります。詳細は別表のとおりでございますが、なお、別表1のホール区分の入場料を徴収する場合の料金別の区分け部分の金額につきまして、現行表示が全て未満になっておりますが、改正後、以下に。また、以上になっているものは、改正後、超えに改正をいたします。例えば、表の区分、現行2番目の1,000円未満の入場料を徴収して利用する場合ですが、この区分ですと、入場料は1円から999円となります。最高金額が、区切りのよいものでないために、改正後は1,000円以下とすることによりまして、1円から1,000円という区切りのよいものになります。こういったことを解消するために行うものでございまして、これは実際、利用者からの強い要望がございまして、非常に区分が端数であるということで御指摘がございましたので、その御指摘に伴いまして今回改正することとしたものあります。

条例の施行等につきましては、平成26年4月1日から施行するものであります。

○**委員長** 続きまして、議案第12号について説明を求めます。

○**社会教育課長** 議案第12号本洗馬歴史の里条例の一部を改正する条例でございます。議案関係資料43、44ページとなります。提案理由につきましては、これも同じように消費税改正に伴います必要な改正でございます。

概要につきましては、本洗馬歴史の里使用料に係る消費税額を現行5%から改正後8%に引き上げるための改正をするものであります。44ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。これも同じく別表のそれぞれの区分によりまして、使用料が10円から850円増額、それから冷暖房費につきまして10円増額となります。詳細は、別表のとおりでございます。

施行等につきましても、これも平成26年4月1日から施行するものであります。

○**委員長** 続きまして、議案第13号について説明を求めます。

○**子ども課長** 議案第13号塩尻市柏茂会館条例の一部を改正する条例でございます。同じく消費税率が3%増税されることに伴います改正でございますけれども、説明資料45、46ページをごらんください。46ページの新旧対照表でございますように、現在、宿泊それから日帰りそれぞれに市内と市外、また、それを小中高校生、それ以外ということで分けてございまして、500円の区分につきまして510円、1,000円の区分につきましては1,020円ということで、10円未満切り捨てということでの改正をお願いするものでございます。

なお、柏茂会館の運営につきましては、ほかのところもそうですけれども、維持管理費といたしまして93万円余の支出を見込んでございますけれども、それに対します使用料というのが31万円余ということで、受益者負担の立場から今回3%に見合う値上げをお願いしたいというものでございます。以上です。

○**委員長** 続きまして、議案第14号について説明を求めます。

○**スポーツ振興課長** それでは、議案第14号塩尻トレーニングプラザ条例の一部を改正する条例、お願いいたします。こちらはヘルスパ塩尻の施設のうちの塩尻市の所有管理部分の利用料ということで、指定管理で平成24年度からですが、公益財団法人体力づくり指導協会に指定管理をお願いしている施設でありますので、使用料ではなく利用料の改正という形であります。基本的には今までと同様、消費税の引き上げに伴う改正でございますけれども、48ページに新旧対照表がございますが、こちらのトレーニングプラザにつきましては、指定管理者との協議等、それから要望も踏まえまして冷暖房費以外もですね、10円単位で切り上げという形になっております。例えば、個人利用1時間当たり、現在210円になっておりますけれども、切り捨てですと210円据え置きになるわけですが、今回経営、歳入のほうは消費税関係で歳出のほうもふえるということもございまして、切り上げをお願いしたいという要望を受けて220円という形になっております。これに伴います指定管理料につきましては据え置きということで、これは経営努力でやっていただくということで指定管理者と協議が済んでいる状況でございます。以上です。

○**委員長** 次に、議案第15号について説明を求めます。

○**交流支援課長** 議案第15号塩尻市市民交流センター条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。議案資料49ページからになります。改正の理由としましては、他の改正と同様でございますが、それとあわせて貸し館の部分、現状に合わせて部屋の変更等をさせていただいております。その内容につきましては資料

の51ページ、左側が新しく改正される部分でございますが、旧会議室307でございます。こちらは、今現状で学習室として使用している部屋でございます。今後も貸し出す見込みがないと思われまので、そちらにつきましては削除させていただきます。その下の会議室401につきましては、今現状の状況はA、B2部屋に分けて利便性よく使用していただいている状況ですので、そちらに合わせまして401をA、B2部屋に分けて貸し出しも可能なような形にさせていただくものです。貸し館冷暖房費にかかわる使用料の徴収にかかわるもの全てに値上げをお願いするものでございますけれども、10円から80円の値上げとなります。

施行日につきましては、平成26年度4月1日を予定しているところです。よろしくお願いたします。

○**委員長** 次に、議案第16号について説明を求めます。

○**教育総務課長** それでは、議案第16号塩尻市塩嶺体験学習の家条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。こちらにつきましても、従前どおり消費税の3%増分に対応する改正となっております。塩尻市塩嶺体験学習の家の使用料について改正をするものでございまして、53ページの新旧対照表をごらんください。先ほどから申し上げております現行の使用料につきまして105分の108を計算いたしまして、その端数を切り捨てた金額を新使用料としておるものでございまして、1カ所、日帰りの市内使用者のみ端数が10円未満という形になりますので、今回の改正からは除外をするものでございます。

条例の施行等につきましては、この26年4月1日から施行とさせていただきますのでございます。

○**委員長** 次に、議案第17号について説明を求めます。

○**社会教育課長** 議案第17号塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案関係資料は54、55ページでございます。提案理由につきましては、これも先ほどから申しているとおりの消費税法の一部改正に伴います必要な改正をするものであります。

概要につきましては、塩尻市吉田西コミュニティセンターの、これは利用料に係る分のうち冷暖房費のみ、利用料につきましては既に12月の議会でお認めをいただき、8%込みということで策定してございますので、今回はこの冷暖房費のみを改正するものでございます。55ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思いますけれども、別表のそれぞれの区分によりまして冷暖房が10円増額となります。詳細は別表のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

条例の施行等につきましては、これも平成26年4月1日から施行するものであります。

○**委員長** それでは、説明を受けましたので一括して質疑を行います。委員の皆様より御質問、御意見ございませんでしょうか。

○**副委員長** ただいま説明をしていただきましたけれども、消費税法の改正に伴う引き上げということが言われているところなんですが、このお示しいただいた表によりまして、課税となっていないものについても消費税率で値上げというか引き上げを行うという見直しになっているわけですが、そこはどういった要素、観点で行われたのか、もう一度御説明いただきたいと思います。

○**財政課長** 施設につきましては、直営、指定管理者制度導入施設にかかわらず、消費税というものが本来的には消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であるということ踏まえまして、公の施設の使用料につきましても使用料の消費税率の引き上げに伴いまして、その消費税が円滑かつ適正に転嫁されるように、必要に応じて使用料の改定にかかわる条例改正等の措置を講ぜられたいと、こういった内容の通知が総務省のほ

うからも出てきておりました。こうしたことに従いまして、今回一斉に改正を行ったということでございます。

○副委員長 じゃあ、国のほうから、消費税を預かり税とするわけではないけれども、末端の消費者が等しく負担をするようにということで通達が来たという解釈でいいですか。

○財政課長 具体的にはですね、何通も来ておりますけれども、消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料、利用料金等の対応についてということで、技術的な助言としての通知がまいったものでございます。

○副委員長 わかりました。今回見直しによってそれぞれ増収となる部分があると思うんですけども、それは各条例案ごとにどのくらいになるか、わかりましたらお知らせいただきたいと思います。

○財政課長 平成26年度の歳入予算におきまして、使用料、手数料、予算書のほうにありますけれども、今回、条例改正が該当になる使用料の25年度予算額に対しての増額につきましては、学校給食費の、これは規則でありますけれども、この改定も合わせまして金額的に1,300万円余の増額となっております。ただ、年度によりまして、例えばその施設の利用状況、利用者数、この変動がございますので、単純な比較ということではございませんので御理解をお願いいたしたいと思います。

○副委員長 済みません、確認します。1,300万ですか。

○財政課長 はい、そうでございます。

○永田公由委員 これ、4月1日から条例改正で上がるということなんですけども、例えば市民の皆さんへの周知方法とか、それからもう既に施設の新年度への使用の申し込み等もされてると思うんですけども、そういった部分の人たちには、どういった方法で周知をされてるのか、わかれば、どの課でもいいよ。

○スポーツ振興課長 体育施設条例の体育施設のほうで説明させていただきますけれども、消費税の改正というのはもう全国的なものということで、市民の方にも上がりますよということは周知されてるという認識であります。それを施設の使用料のほうに転嫁していくということになりますので、体育施設でいきますと、来年度の予約等がもう既に2月くらいから始まっておりますので、3月議会で条例は審議をされますけれども、議決になった場合には4月から上がりますよという形で利用者の皆さんに周知をさせていただいておりますし、ホームページのほうでも上がる予定ですよという御案内はしてございます。

○永田公由委員 4月1日の広報には載るわけだね。

○財政課長 4月1日の広報につきましては、紙面的に限りがございますので、個々の条例それぞれというわけにはいきませんが、全体的な考え方ということで市民の皆さんにはお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

○副委員長 議案第6号で説明がありました器具、備品等について、市長が別に定めるというふうに変えようとしているわけですが、実際に市民の人たちが器具、備品を借りるときの実態は、今の備品のものに消費税分がのった分というふうに理解していいですか。

○スポーツ振興課長 使用料につきましてはそういう考え方になりますけれども、現実には今実態といたしまして器具、備品の使用料は、利用者の皆さんから徴収していない状況でございます。減免というような取り扱いになりますけれども、もうここ10年くらいはそういう状況でございます。施設の使用料とあわせて器具、備品も古くなってきたりとか、実際に壊れて使えないようなものもございますので、そういうことで、改正をしても徴

取の実態が伴わないというようなこともございまして、今回、市長が別に定める額というふうにさせていただいて、今後どういう形がいいかも検討していきたいというものでございます。

○副委員長 そうすると、実態として使用料を市民の皆さんのところで負担している状況は今までなかったというところで、引き続きそのように取り扱っていくということによろしいですかね。

○スポーツ振興課長 はい、基本的にはそういう方向で考えております。

○永田公由委員 ふれあいセンター洗馬の入浴料はどうなります。

○福祉課長 ふれあいセンター広丘がですね、26年度建設で27年4月のオープンを目指しているものですから、そのときに合わせまして入浴料について一緒に検討しようというふうに考えております。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

○副委員長 議案第8号学校施設関係のところ、体育館などの貸し出しが、単位が時間単位に変わったということは、使用者のニーズとしてそういう使い方が多くなっているということなんですか。

○スポーツ振興課長 こちらも先ほど御説明いたしましたけれども、学校体育施設については市内の方は無料、市外の方が使う場合の使用料を定めております。これもですね、実態といたしましては、これまで市外の方が使って使用料を払うというのはほとんどございませんでした。基本的に学校施設でございますので、地元の利用者の方を中心に利用委員会で利用調整をしながら使っていただいておりますので、ほとんどあきがないような状況でございます。昨年、市外からの問い合わせが若干ございまして、実際に使用はなかったんですけども、今後こういった形での使用が考えられたときに、使い方として使いやすいように、これまで時間区分しておりましたけれども、1時間単位のほうがよりわかりやすいだろうということで改正させていただいたものでございます。

○副委員長 続いて、議案第17号についてですが、この最初にお示しいただいた資料によりますと、免除という区分になっているかと思えます、消費税に関して。これはどういう扱いで非課税ではなく免除という、そういうふうな表現になっているのか。

○社会教育課長 現在、今回も提案をさせていただいておりますけれども、指定管理者につきましての選定につきまして、今回議案として上げさせていただいておりますけれども、今度、予定としましては吉田区のほう、これ地縁団体でございますけれども、そういった位置づけでございます、吉田区が今回指定管理者という予定でございます、今のところは、ですので、そういう地縁団体という位置づけから免除という形にさせていただいております。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

私のほうからお願いします。今後も含めての考え方なんです、消費税の今回5%が8%になるということで3%分と考えたときに、300円と400円のところが境目になってると思えます。300円だと308円なので今回値上げはなく、400円以上のものはそこから10円と上がっていくわけですけども、消費税は今回8%になり、そのうち10%になるというふうに、まだ決定はしていないと思うんですけどもそういうふうに言われております。次、今度2%になったとき、また300円はそのまま据え置きになって、今度は500円以上かな、が上がったりというふうにまちまちになってくると思うんですけども。例えば、今回据え置きにしておいて5%から10%に上がったと考えれば、300円だって315円になり、10円未満を切り捨てて310円となったはずなんですけれども、そのあたりの今後の調整についてのお考えはどうなんでしょうか。

○**財政課長** 委員長さん御指摘のとおり、今回300円につきましては、今回の統一的な計算方法でありますと値上げがない、据え置きとなるというものでございます。ただやはり、27年の10月には10%というものが予定をされておりますので、そのときの使用料についてはどうあるべきかというようなことを、今回この据え置いた金額をもとに算定をいたしまして、やはり利用者負担、それからコストに対する利用者負担はどうあるべきかということも含めて総合的に検討の見直しを図っていきたいというふうに思っております。

○**委員長** 次に議案8号についてお伺いします。先ほど市外の方の利用に関して有料にすることなんです、その市外の方という定義はどのようなものでしょうか。団体によって、例えば市内の人が1人でも入っていれば市内の団体と認められるとか、そういったあたりはどのようにされているのかお聞かせください。

○**スポーツ振興課長** 一応、全員が市内の方という定義ではございませんので、具体的な人数については係長のほうから説明をさせます。

○**体育施設係長** 基本的な考え方なんです、市内の市民の方は当然ですが、市内に勤務されている方も含めまして、その方たちが主な構成員になる団体につきましては、現状で使用料がかからない団体として学校施設の開放をしておりますので、よろしくお願いたします。

○**委員長** 市内で学校施設だけではなくて、ほかの利用できる場所でも市内の場合、市外の場合というのがあるんですけども、今も市内在勤の方も含む主な構成員がその場合というふうになってるんですけども、その主なというのが何割なのかとか、そういうところも市内全ての施設に関して統一した見解を持っていただけるように調整していただけたらと思います。これは要望をお願いします。

それから、議案第11号についてお伺いします。今回条例改正によって1,000円以下とすることによって、1年間の、これによって収入がどのくらい差があるかというのは試算されましたでしょうか。お聞かせください。

○**社会教育課長** 約でございますけど、平成24年のデータに基づきまして、もし区分がこういう形に移動した場合、平成24年を対象にいたしまして1,000円の区分のところでございますけれども、約6万円ほど減額になるという形でございます。全体の影響としては少ないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○**委員長** 済みません、私、聞き方が、1つだけ聞いてしまって。1,000円のところだけじゃなくて、3,000円とか全て込みで。今まで多分境目のところの金額設定をされているものがあったと思うので、その利用料が1ランク安い利用料になると思うので、総額でお願いします。

○**社会教育課長** 説明が悪くて申しわけございませんでした。特に今回の改正で影響が出る部分はその部分でございますので、全体の部分で6万円程度というふうに御判断いただきたい。済みませんでした。よろしくお願いたします。

○**委員長** もう1件、最後をお願いします。議案第15号についてお伺いします。電気料が上がるということで使用料の値上げがあるんですけども、例えばリーススペースなどのコンセントって今無料で自由に使えるんですが、そのあたりのお考えはまだお変わらないのでしょうか。

○**交流支援課長** 貸し館部分につき考えさせていただいております。市民サロンを初めとするリーススペースにつきましては、特に使用料等徴収していない上で、今後もそのような料金を取るとかそういう部分の考えはございません。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

では、ないので討論に入ります。討論ありますか。

○副委員長 それでは、議案第6号、第7号、第8号、第10号、第12号、第13号、第15号、第16号、第17号について、反対の討論を行います。消費税の直接対象となっていないものについても、総務省の通知などにより指導を受け、今回見直しを行うという条例改正案が提出されておりますが、これらの条例改正については、消費税の増税で非常に市民生活への多大な影響が見込まれている時期にあり、3年に一度の見直しということであってもむしろ据え置きなどの措置が取られるべきだと考えています。受益者負担をふやすべきではないというふうに思います。さらに、これらの施設につきましては、市民が大いに活用し利用し、健康増進、文化の発展などに生かされる施設であるべきだと思います。利用人数が減少するようなことに影響を与えないように取り計らっていくことが大切であると思います。今回の見直し額による影響で増収となるのが1,300万円程度という先ほどの答弁もありましたが、そうしたものについて市民が負担をする方向での条例改正について反対をするものです。

○委員長 ほかにありませんか。

○永田公由委員 私はそれぞれの条例改正について賛成の立場から討論をさせていただきます。確かに鈴木委員がおっしゃるように、課税義務がないわけですがけれども、やはり1,300万円の増収になるとは言ってもですね、施設の維持管理等についてはやはり消費税は8%かかってくるわけでありまして、一般会計からの持ち出しが出て行くわけです。やはり受益者負担という立場で、金額的には多い少ないはありますけれども、やはり使用する以上負担していただかなきゃいけないし、当市においては減免の措置を取られている団体、また子供さんたちの使用等についても相当減免措置をしてありますので、大きな負担にはならないんじゃないかということで、私はこの条例改正、やはり国からの指示もございまして必要ではないかということで、賛成の討論とさせていただきます。

○委員長 ほかにありませんか。ただいま議案第6号、7号、8号、10号、12号、13号、15号、16号、17号につきまして反対意見がありますので、採決は区分して行います。採決に当たりましては、挙手にて行います。議案第6号について原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手願います。

[挙手多数]

○委員長 挙手多数です。よって、議案第6号塩尻市体育施設条例は可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号について採決を行います。議案第7号について原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手を願います。

[挙手多数]

○委員長 挙手多数です。よって、議案第7号塩尻総合文化センター使用料徴収条例につきましては可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号について採決を行います。議案第8号について原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手を願います。

[挙手多数]

○委員長 挙手多数です。よって、議案第8号塩尻市学校体育施設使用料徴収条例については可決すべきものと

決しました。

次に、議案第10号について採決を行います。議案第10号について原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長 挙手多数です。よって、議案第10号塩尻短歌館条例につきましては可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号について採決を行います。議案第12号について原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長 挙手多数です。よって、議案第12号本洗馬歴史の里条例につきましては可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号について採決を行います。議案第13号について原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長 挙手多数です。よって、議案第13号塩尻市柏茂会館条例につきましては可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号について採決を行います。議案第15号塩尻市市民交流センター条例の一部を改正する条例について原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長 挙手多数です。よって、議案第15号塩尻市市民交流センター条例の一部を改正する条例につきましては、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号について採決を行います。議案第16号について原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長 挙手多数です。よって、議案第16号塩尻市塩嶺体験学習の家条例の一部を改正する条例につきましては、可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号について採決を行います。議案第17号について原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長 挙手多数です。よって、議案第17号塩尻市吉田西防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例につきましては、可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、11号、14号の3件を一括して採決します。以上の3件につきまして原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号塩尻市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例、議案第11号塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例、議案第14号塩尻トレーニングプラザ条例の一部を改正する条例につ

きましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩をとります。

ただいま条例の一部を、読み上げる際に一部を落としましたので、再度読み直しをさせていただきます。議案第6号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、可決すべきものと決しました。議案第7号塩尻文化センター使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、挙手多数により可決すべきものと決しました。

もとい。条例名を一部落としておりますので、再度読み上げをさせていただきます。第6号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例、第7号塩尻総合文化センター使用料徴収条例の一部を改正する条例、第8号塩尻市学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例、第9号塩尻市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例、第10号塩尻短歌館条例の一部を改正する条例、第11号塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例、第12号本洗馬歴史の里条例の一部を改正する条例、第13号塩尻市柏茂会館条例の一部を改正する条例、以上につきましては、一部を改正する条例を落としてしまいましたので、ここに訂正いたします。

11時5分までを休憩といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第40号 塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○委員長 議案第40号塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○社会教育課長 議案第40号塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について説明いたします。議案関係資料113ページをごらんください。

提案理由でございますけれども、塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決をお願いするものであります。

概要につきましてですが、塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者を吉田区に指定するものです。吉田区につきましては、平成26年2月10日の塩尻市公の施設指定管理者選定審査会によりまして、塩尻市公の施設指定管理者の指定の手続に関する条例第4条第2項の規定によりまして審査を受けまして、指定管理者の候補者に決定をされております。指定の期間につきましては、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間であります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問、御意見ございますでしょうか。

ないようですので、討論を行います。ありませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第40号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第40号塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者の指定につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第42号 平成26年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、5款労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

○委員長 議案第42号平成26年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、5款労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費を議題といたします。審査は区分をして行います。2款総務費についての説明を求めます。

○男女共同参画・人権課長 それでは、予算書112、113ページをごらんいただきたいと思います。2款総務費14目人権推進費でございます。主なものを御説明したいと思います。まず説明欄をごらんいただきたいと思います。白丸の人権推進啓発事業でございます。この事業につきましては一番上の黒ボツから人権擁護審議会委員報酬等のほか、下から2つ目の黒ボツになりますけれども、人権擁護委員協議会負担金、こちらにつきましては、人口割3円の負担とプラス塩尻市に10名の人権擁護委員が配属されておりまして、この方1人当たり6,700円の負担ということで合計26万9,000万円となっております。その下、犯罪被害者支援センター負担金、こちらにつきましては、人口割2円の割合での負担金となっております。以上でございます。

○交流支援課長 続きまして、15目市民交流センター費。同じページでございますが、予算書112から115ページ、説明資料につきましては36ページをごらんください。予算書の説明欄により説明をさせていただきます。初めに1つ目の白丸、嘱託員報酬4人分でございますが、社会保険料を含む1,100万円余でございます。受付、交流、協働コーディネーター等の嘱託員の報酬になります。

2つ目の白丸、職員給与費につきましては、センター長を初めとします交流支援課3係の職員8人分の給与また手当に関するものでございます。

次の白丸、市民交流センター管理諸経費につきましては、1億1,415万2,000円でございますけれども、その中の主なもの、中ほどの黒ボツ、施設管理委託料3,672万円でございますが、市の専有部分の清掃、警備、空調機器保守点検等管理委託料となっております。1つ飛びまして次の黒ボツ、駐車場使用料907万円余につきましては、市営駐車場の使用料になります。また1つ飛びまして黒ボツ、施設管理分担金6,243万円余でございますけれども、管理組合への支払い、共営費、電気使用料、上下水道使用料等になります。

次の白丸、市民交流センター交流企画事業3,581万1,000円でございますけれども、その中の3つ目の黒ボツ、臨時職員賃金につきましては4人分の臨時職員の賃金となっております。2つ飛びまして黒ボツ、講師謝礼152万2,000円でございますけれども、交流センター内での企画運営を行うイベント、各種講座等の講師にかかわる経費でございます。次のページにいきまして、一番上の黒ボツ、費用弁償114万6,000円でございますけれども、こちらは、先ほどの講師謝礼に伴いますイベント、各種講座の交通費等にかかわるも

のでございます。7つ飛ばしまして黒ポツ、IT講座運営事業等委託料500万円でございますけれども、市民向けのパソコン講座等の委託料になります。1つ飛ばしまして黒ポツ、交流企画イベント開催委託料230万円でございますけれども、サイエンス教室、親子ものづくり教室等のイベント、講座の開催事業に伴う委託料になります。その下の黒ポツ、情報関連機器保守点検委託料864万円でございますが、市民交流センター内のパソコン、サーバー関係全ての機器類の保守点検委託料となります。

白丸、協働のまちづくり推進事業873万6,000円でございますけれども、2つ目の黒ポツ、市民交流センター市民営検討委員会委員報酬10人分、26万8,000円。こちらにつきましては新規の事業でございます、市民交流センターの開館前より運営方針に掲げております公設市民営について研究させていただくための委員への報酬となっております。構成メンバーといたしましては、市民交流センター運営アドバイザー、運営協議会委員、協働のまちづくり推進委員の中から選任された者により研究を進める予定でございます。下から7つ目の黒ポツ、市民活動支援業務委託料150万円でございますけれども、活動相談、コーディネート業務等、市民活動の一部を委託するものでございます。下から2つ目の黒ポツ、協働のまちづくり提案事業補助金400万円余でございますけれども、平成25年の4月より新しい制度により開始いたしました体験型の事業につきましては10分の10の補助率、上限を10万円といたしまして、発展型事業につきましては、段階に応じた団体の自立を目指す事業展開を目指しまして10万円から40万円の補助としているところでございます。25年度の実績につきましては、この土曜日に市民交流センターイベントホールにて午後1時から報告会等を行いますので、ぜひお出かけいただきまして市民活動の様子を見ていただければありがたいかと思っております。一番下の黒ポツ、えんぱーくらぶ協働推進事業負担金につきましては、市民交流センターのサポート組織であります、えんぱーくらぶが自主的な事業を展開していくための予算でございます。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問、御意見ございますでしょうか。

○永田公由委員 この市民営の検討委員会をことし立ち上げて、どういう方法でやってくるのかということと、それから、これ、期間的には大体どのくらいの、1年とか2年とかってあると思うんだけど、幅を持たせて検討されていくわけですか。

○交流支援課長 市民営の検討委員会につきましては、今までなかなか検討する機会がなくこの課題に触れてきませんでしたので、ここで初めて触れさせていただくわけですがけれども、期間等につきましては当面の間ということで、委託をお願いするに当たっても、実施をお願いするに当たっても、受ける側の受け入れ体制等も必要になってまいりますので、何年という期間を具体的に示すことができません。今後研究を進めていながら、何年後にはこのようなという形で示させていただけるとありがたいと思っております。

○永田公由委員 センター長に聞きたいんですけど、公設市民営というのは、この交流センターができたときから課題としてあげられていて、センター長とすれば、市民交流センターの運営を公設市民営というのがどういう形が理想だと、センター長自身恐らく考えてはいると思うんですけど、ただ漠然とね、この検討委員会に投げかけても、恐らく何から議論していったらいいのかっていう部分があると思うんだよね。その辺についても考え方があれば、聞かせてもらえればと思います。

○市民交流センター長 公設市民営につきましてはですね、市民交流センターの運営管理を進めるときに、どんなぐあいに行っていけばいいかということで、創造会議を中心に検討をいただきました。これまでの流れからい

きますとですね、まだ受け皿も完璧にない。そういうところが動き始めていく中で進めていこうということで、できるだけ小さい単位で事業を委託として出しましてですね、そういった中でノウハウをためていただいて、最終的な形とすればですね、行政が運営するのではなくて、市民のために市民の皆さんが運営をしていただければどうかというのが公設市民館の考え方の基本と考えております。

現在の段階では、幾つかの成果はもちろん上がっておるわけなんですけど、それが大きな流れになっているかという、少し工夫がさらに必要だと、そんな段階だと考えておりますので、ここです、皆さんの知恵をいただく中で、現実にそういったことをもう少し進める、そういった段階に来ていると思いますので、そのための経費を今回お願いしたい。将来像はそういったこととございますが、一朝一夕にですね、進むものだと思っておりますので、そういったことをトライ&エラーしながらですね、今後やっていきたいというのが私の考えでございます。

○委員長 ほかにございませんか。

では、私からお願いします。市民交流センターで年間を通して幾つかの講演会が行われていて、私も幾つか参加をさせていただいたんですけど、参加者が割と、私がお話しする方は市外から来られている方がほとんどで、駐車場もただだし講演料も無料でいいねって言われるんですが、実際に講演会の際に、塩尻市民か、それから市外から来られているかというのは、アンケートか何かの形でとってらっしゃるのか、それから、市外からももちろん来てくださることはとてもうれしいことなんですけど、駐車場に車をとめて講演会を聞いたらそのまま帰っちゃって、あまり塩尻市にお金は落ちてないけれども、こうやって講師料とか駐車場代は市の税金で負担していることも考えると、講演会は今後有料化にするとかっていうお考えがあるかもお聞かせください。

○交流支援課長 市内外、どちらからお見えになりましたかというようなアンケートでございますけれども、講演会、イベント等の際、アンケートが可能な部分につきましてはアンケートを回収させていただいております。その中で市外の方がもしかしたら多いという、そういうイベントもあるかとも思っております。それで、市内外の人の区別と言いますか、料金も含めました部分につきましては、何らかの形で市内の方と市外の方は負担いただく部分が違うとか、考えていかなきゃいけないと思っておりますので、今後の検討とさせていただきます。

○委員長 ぜひ検討を始めていただきたいと思えます。

ほかに、よろしいでしょうか。ないようですので、次に進みます。済みません、次に進みます。3款民生費のうち1項社会福祉費について説明を求めます。

○福祉課長 それでは、予算書132、133ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費になります。一番下の丸になりますけれども地域福祉推進事業は、この事業は地域の支え合い、共助を基本に地域の安心・安全体制の仕組みを築いていくことを目的とした事業費になります。下から5つ目の黒ポツになります。第三次塩尻市地域福祉計画策定委託料ですけれども、第二次塩尻市地域福祉計画の計画期間が平成22年度から26年度までの5カ年となっているため、27年度以降の行動計画を作成するための委託料になります。またその上の黒ポツ、ご近所支え合いマップづくり事業委託料と下4つの黒ポツになりますけれども、こちらは、塩尻市社会福祉協議会への委託料や補助金になります。

次のページ、134、135ページをお開きください。1つ目の丸になりますけれども、民生委員等活動推進

費になります。民生児童委員が地域住民の生活状況把握や、必要に応じた見守り、相談等の活動を支援するため、福祉委員報酬、民生委員協議会活動補助金、民生委員活動費等交付金を計上したものです。

次の丸、福祉団体等活動推進費は、福祉団体等の活動を支援するため補助金を交付するものです。下から4つ目の黒ポツになります。福祉団体活動補助金は、身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、精神障害者家族会、遺族会連合会、赤十字奉仕団、更生保護女性会の6団体に補助金を交付するものです。また1つ飛びまして黒ポツ、檜川外出支援事業補助金ですけれども、こちらは檜川地区内で市内または近隣の市町村への通院のためのサービスを必要としまして登録をしております100人余になりますけれども、この方々を対象に支援事業を実施しておりますNPO法人ビレッジならかわに補助金を交付するものです。

次の丸、ふれあいセンター洗馬施設維持費ですけれども、こちらは塩尻市社会福祉協議会への指定管理料とマイクロバスの借上料になります。指定管理期間は、平成25年4月から30年3月31日までの5カ年となりまして、26年度は2年目となります。

次の丸、(仮称)ふれあいセンター広丘建設事業ですけれども、平成27年4月のオープンを目指しまして、現つくしの郷の解体費、建設工事費、備品購入費等を計上したものです。こちらの今後のスケジュールになりますけれども、3月中に業者等審査会におきまして入札方法や業者選定の方法等について決定しまして、4月に入札の公告をし、5月の業者等審査会で入札参加資格者の確定をします。6月に入札をしまして、仮契約を締結します。予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約につきましては議会の議決が必要となりますので、市議会6月議会に上程しまして、議決後、本契約を締結し工事の着手となります。完成は26年度末を目指しております。

次の丸、臨時福祉給付金給付事業になりますが、4月の消費税引き上げに際しまして低所得者に与える負担の影響を鑑み、暫定的、臨時的な措置としまして国が支給する給付金の給付業務を市町村が実施するため、本市の場合は福祉課が事務を取り扱いますけれども、これにかかわる事業費ということになります。次のページ136、137ページをお開きください。5つ目の黒ポツ、臨時福祉給付金になりますけれども、平成26年1月1日を基準日としまして、本市の住民基本台帳に登録されている方で、26年度分の市民税均等割が課税されていない方お一人に1万円を、また高齢基礎年金、障害基礎年金等の年金を受給されている方に対しましては5,000円を加算し給付するものです。対象となります方は9,900人余を想定しております。

次の丸、子育て世帯臨時特例給付金給付事業ですけれども、こちらも4月の消費税引き上げに際しまして子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図るため国が支給する給付金の給付業務を福祉課が行うために、これにかかわります事業費を計上させていただいております。一番下の黒ポツ、子育て世帯臨時特例給付金ですけれども、平成26年1月1日を基準日として、本市の住民基本台帳に登録されており、26年1月分の児童手当を受給されている方で、25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方で、児童手当の対象となる児童1人につきまして1万円を給付しようとするものです。こちらのほうの対象となる方につきましては7,400人くらいを想定しております。臨時給付金の現段階での周知やスケジュールになりますけれども、全体的には市の広報、ホームページ等での活用を考えておりますけれども、平成26年度の市県民税等が確定した後に、納税通知書の送付の時期にあわせまして、市税の均等割が課税されていない方に対しまして課税されていないことのお知らせを実施するとともに、このたびの給付金のお知らせや申請書等を同封して通知しようと考えております。これは、

税法上の守秘義務に違反しない方法として国が示した方法になります。その後、申請書の受け付け、審査等を行いまして、給付のための事務処理が整い次第給付しようとするものです。また、今、県の市長会や国等におきましても、この給付金に関しますアンケート調査が行われておりますので、この集計がまとまりますと、周知方法また給付時期等につきましても他市の状況がわかるかとも思いますので、その際にはそれらの内容を参考にさせていただきますまして、本市の進め方については柔軟に検討することとしております。

次に、2目障害者福祉費になります。1つ目の丸、嘱託員報酬は、福祉課に配置しています手話通訳者の報酬等になります。

次の丸、障害者福祉事務諸経費は、障害者の社会参加を支援するための事務費になります。下から6つ目の黒ボツですけれども、障害者福祉推進プラン策定委託料は、第五次障害者福祉推進プランの計画期間が平成22年度から26年度の5カ年となっており、27年度からの事業の展開方針を示すための計画を作成しようとするものです。

次のページ、138、139ページをお開きください。1つ目の丸、障害者生活支援事業は、障害者の生活を支援し社会参加を促進するため、障害者福祉センターの指定管理料と、県事業の地域福祉総合助成金交付事業に示されています障害者支援事業を提供しようとするものです。2つ目の黒ボツ、障害者福祉センター指定管理料は、指定管理者は塩尻市社会福祉協議会で、指定管理期間は平成23年度から27年度までの5カ年で4年目となります。1つ飛んで、通所通園通院等推進事業補助金になります。こちらは、人工透析のための通院費等を助成しようとするものです。次の黒ボツ、障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金は、中途での身体障害者となられた方が、御自身の体の状況に応じた改修を実施し、日常生活での動作負担の軽減や介護者の負担軽減を図るため補助金を交付するものです。下から3つ目の黒ボツ、重度心身障害者等家族介護者慰労金は、重度心身障害者と同居し年間180日以上介護している者に対しまして慰労金、年額8万円を給付するものです。

次の丸、障害者福祉サービス事業になります。これは、国で定めた基準に従い、個々の障害の程度等を踏まえたサービス利用計画に基づくサービスを提供するもので、障害者等の生活を支援するとともに社会参加の促進を図ろうとするものです。下から4つ目の黒ボツ、障害福祉サービス給付費は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供するもので、サービスの内容は、予算説明資料の20ページにありますので御確認をいただければと思います。1つ飛んで次の黒ボツになりますが、障害児通所等給付費は障害福祉法に基づくサービスで、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児の生活や療育を支援するための給付金になります。

次の丸、地域生活支援事業は、障害者の在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図るため、国の定めたサービスメニューの中から市の特性や利用者の状況に応じ市の創意工夫によるサービスを提供することで、社会参加を促進しようとするものです。1つ目の黒ボツになりますが、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣賃金は、聴覚障害者等の申請に基づき派遣業務を行った手話通訳者及び要約筆記者の賃金になります。次のページ、140、141ページをお願いいたします。1つ目の黒ボツになります。点訳奉仕員等養成事業委託料ですけれども、手話奉仕員や要約筆記、朗読ボランティア等の養成や育成、研修事業を塩尻市社会福祉協議会に委託するものです。2つ目の黒ボツ、地域活動支援センター事業運営委託料は、障害者の日中活動の場を提供し、創作活動や生産活動等を通じた交流や生きがいを創出していただくことを目的としまして、宗賀共同作業所はマシュマロに、こちらでは牛乳パックの椅子、布製品等を作製しております。檜川共同作業所はビレッジならかわ、こちらはハンカチと

か刺し子等のようなものを作製しております。それと、すみれの丘での創作講座等の開催を塩尻市社会福祉協議会にそれぞれ事業委託するものです。次の黒ポツになります。障害者相談支援事業等委託料は、松本圏域障害者総合支援センター等の運営委託料になります。下から2つ目の黒ポツ、地域生活支援事業給付費は、家庭では入浴が困難な重度身体障害や障害児の訪問入浴サービスや、地域での自立した生活や社会参加を促進するため、移動が困難な障害者等に対し移動支援を、日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練等を行う日中一時支援等のサービス利用に対します給付金になります。予算説明資料20ページにサービスの内容を記載してありますので御確認ください。次の黒ポツ、障害者等日常生活用具給付費は、在宅の重度心身障害者等の日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付するものです。

次の丸、自立支援医療給付事業は、心身の障害を除去、軽減するための医療費の自己負担額を軽減等するための給付事業になります。下から3つ目の黒ポツ、更正医療給付費は、身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方が対象となります。また、その下の黒ポツ、育成医療給付費は、児童福祉法に規定された18歳未満の障害児を対象としたものになります。

次の丸、障害者援護事業は、重度の障害をお持ちの方の円滑な在宅生活を支援するため、申請に基づき手当等を給付するものです。

次の丸になります。障害者福祉施設費は、平成10年に開設されました身体障害者療護施設ささらの里建設負担金で、こちらは平成29年度までの負担となっております。

○長寿課長 次に、ページめくっていただきまして142、143ページをお願いいたします。3目老人福祉費でございますけれども、予算案説明資料につきましては21ページでございますので、あわせてお願いをいたします。

1つ目の白丸、老人福祉施設費につきましては、松塩安筑老人福祉施設組合と松塩筑木曾老人福祉施設組合負担金でございます。

3つ目の白丸、北小野老人福祉センター運営事業でございますが、本年度比増額となっておりますけれども、北小野支所内にあります老人福祉センターの運営事業のうち、臨時職員賃金、燃料費、電力使用料、上下水道使用料など、本年度まで北小野支所費として計上してありましたものの一部を組みかえたもの、そのことによるものでございます。

次の白丸、老人福祉センター等運営事業でございますけれども、すがのの郷、田川の郷、みどりの郷につきましては指定管理委託料で、指定期間は平成23年4月から平成28年3月までの5年間でございます。下から2つ目の黒ポツ、老人福祉センター百寿荘は塩嶺福祉協会へ、その次の老人福祉センター野村につきましては塩尻市社会福祉協議会への補助でございます。老人福祉センター百寿荘への補助金、減額となっておりますのは、その内容を見直したものでございます。

次の高齢者等生活支援事業でございますけれども、ひとり暮らしの方、低所得の高齢者等へ各種福祉サービスを提供し、高齢者の自立支援、それから家族の介護負担軽減を図るものでございます。こちらにつきまして、前年度に比べやはり事業費全体が減額となっておりますのは、高齢者世帯等タクシー利用助成事業を介護保険事業特別会計の地域支援事業に組みかえたことによるものでございます。

ページめくっていただきまして144、145ページをお願いいたします。2つ目の白丸、高齢者生きがいづ

くり事業でございますけれども、主なものは、老人クラブ活動助成事業補助金とロマン大学及びロマン大学院の補助金でございます。

次の白丸、社会福祉センター重油流出対策事業でございますけれども、こちら本年度比減額となっておりますが、集水槽による重油回収が継続して減少している、そういったことから、シルバー人材センター委託による週2日の監視に改め、センター周辺の観測井戸による観測箇所数、観測方法の見直しを行って減額をしたものでございます。

一番下の白丸、社会福祉センター運営事業でございますが、23年度から直営となっており、その運営に係る諸経費でございます。

146、147ページをお願いいたします。1つ目の白丸、老人福祉施設措置費でございますが、養護老人ホームに措置で入所する場合の費用等でございます。

次の白丸、家庭介護者支援事業でございますが、主なものは3つ目の黒ポツ、要介護者家庭介護者慰労金でございます。要介護3以上の重度の方を、在宅で年間180日以上介護されている方への慰労金でございます。以上でございます。

○福祉課長 それでは、148、149ページをお開きください。4目福祉医療費、2つ目の白丸、福祉医療費給付金事業は、医療費の自己負担分の軽減を図るため医療費の給付をするものです。7つ目の黒ポツになります。福祉医療システム改修委託料ですけれども、こちらは、70歳から74歳の医療費自己負担金について、一部負担金等の軽減特例措置によりまして1割としてきたものを、2割負担とする国の見直しがされたことに伴いまして、福祉医療システムの改修が必要になるための改修費になります。下から2つ目の黒ポツ、審査集計システム改修負担金は、国民健康保険団体連合会の福祉医療給付金審査集計システムの改修に伴う本市の負担金になります。

○長寿課長 5目介護保険事務費の2つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金でございますけれども、特別会計への繰出金でございます。この内容につきましては特別会計の歳入で申し上げます。

○福祉課長 続きまして6目保健福祉センター管理費になります。保健福祉センター管理諸経費、上から5つ目の黒ポツ、営繕修繕料は、平成14年の開館から12年が経過していることから修理の必要な箇所がたくさんありますけれども、緊急を要する箇所から順次計画的に対応したいと考えております。26年度は太陽光発電設備のパワーコンディショナーの取りかえ、非常用発電機のバッテリー取りかえ等を予定しております。一番下の黒ポツ、消防設備点検委託料と、次のページ150、151ページをお願いします。施設整備点検委託料、センター管理業務委託料は、本庁舎と一体の入札により業者を決定しております。また、2つ目の黒ポツ、樹木管理委託料は、保健センター周辺の樹木で電線や建物等に接触するほど大きく成長しているものもありまして、危険回避及び環境整備のために業務を委託しようとするものです。上から5つ目の黒ポツになります。環境整備委託料ですけれども、こちらは敷地内の植え込みの清掃、散水等の管理を、センター管理業務の中の1つの仕様の中に入っておりますけれども、こちらの業務から切り離しまして、25年度に方針を決めました塩尻市における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針に基づきまして、市内の障害福祉サービス事業所へ業務委託しようと考えております。一番下の黒ポツ、備品購入費になりますけれども、こちらは市民交流室のプロジェクトと除雪機1台を購入するものです。以上です。

○委員長 ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時47分 休憩

午後0時59分 再開

○委員長 それでは、皆様おそろいですので休憩を解いて再開いたします。

休憩前に説明を受けました3款民生費1項社会福祉費について質疑を行います。委員の皆様で御質問、御意見のある方は挙手をお願いします。

○永田公由委員 ページ141ページの地域活動支援センター事業運営委託料ですけど、これ、先ほどの説明ですと共同作業所の関係ということですが、市内ではどのくらいの作業所があるわけですか。

○福祉課長 宗賀と檜川の2カ所になります。

○永田公由委員 そうすると、個人でやってるといふかね、例えば野村とかそういう地区にある施設というのに対しては、補助金というの出てないわけですか、市からは。以外のところ。

○福祉課長 サービス提供事業所になっておりますので、サービスを提供したものに対して給付金を受けているという形になります。ここで言う作業所というのは、事業を市が委託をしましてお願いしているものですが、野村とかNPOでやってらっしゃるものについては、サービス提供事業所としての指定を受けておりますので、報酬の対象になります、給付費で支払われる形になります。

○永田公由委員 そうすると、その下の6,300万というのが、じゃなくて。

○福祉課長 139ページに障害者福祉サービス事業というのがあります。こちらの障害福祉サービス給付費の中から給付されることになります。宗賀、檜川の作業所以外の事業所には、こちらのほうから給付されることになります。

○永田公由委員 項目はどれになるわけ。障害児通所等給付費になるってこと。

○福祉課長 上から5つ目の黒ポツになります。障害福祉サービス給付費の中で給付されることになります。この中では、日中活動系のサービスとして就労移行支援とか就労継続支援とかというそういう事業をやっているところに対しては、こちらのほうから給付をされることになります。

○永田公由委員 それで、その基準というようなものはあるわけですか。例えば、そこで受け入れている障害者の人数とかによって1人幾らという形で給付されるわけですか。

○福祉課長 この事業所につきましては、県の指定を受けるときに事業所の規模等を申請しておりますので、定員等についてもその段階で決められてきます。給付される金額につきましては、サービスをする事業の内容により報酬額が決まっておりますので、そちらで算出された額が給付されることになります。

○永田公由委員 そこへ通所してるね、子って言やあ変なんだけど、障害者の子の言うのには、施設によってものがすごく差があると。例えば、給料が1万とか1万2,000で、よそは2万とかあって、それでしかも物品販売、いろいろつくっていろんなイベントで物品販売をしても、日曜日に出ても振りかえの休みはないと。そこにいる指導者たちは休みを取っていると、代休を取ってやってるんだけど、変な話、私たちは休みはないんだと。よそのところを聞いてみると、いろんな待遇の違いがあるという話をする中で、どうしてそうなんだということをよく言うんだよね。そういう子だもんだから、変な話、ちょうど6時の振興バスで帰ってきて1時間くら

い、ひどいときは毎日のくらい来て同じようなことを聞いてくんだよね。もうちょっと待ってると、話してやるからと言うんだけど、あまり、今度逆にね、その施設に対していろいろ言うと、その子は今度には行けなくなっちゃうんだよね、結局。そういうことがわかってくるとね。だから、私もあまりあえて言いたくはないんだけど、ある程度、何て言うのかな、待遇といったようなものは一律にやってかないと、どうしても何かで不平不満というのはたまってくると思うんだけどね。どうです、どんなようなシステム。これ、県から来るといって、市じゃあまり指導できないのかな。

○福祉課長 細かいことにつきまして係長のほうから答弁させていただきます。

○障害福祉係長 ただいま御質問のありました、課長が回答しました県で指定されている障害福祉サービスの事業所で就労の関係の事業所については、就労のパターンによってサービスの種類が分かれています。工賃となりますと、就労継続支援B型というサービス事業を行っている事業所が工賃を出すということに決まりとしてなっております。工賃につきましては、その事業所で実施する仕事の内容で、例えばその作業所の中だけで何か作品をつくっているという作業だけのところもあれば、外部へ出かけていって清掃の作業をすとか、販売活動をして来るだとか、事業所によって活動内容が異なります。その異なる内容でいろいろ仕事をして得た収益を利用者さんに工賃として分配するということになっているんですけども、制度としてきちんと就労継続支援という形になってきたのが平成24年度からになっています。工賃につきましても、仕事を徐々にふやすようにということで国や県も通知を出したりはしていますけれども、実際にサービス提供をしている事業所がたくさん仕事をふやしている状況ではないんですが、月の最低の工賃としては3,000円を保証しなさいというふうに言われていますので、それ以上には支払われていると思います。金額は、事業所によって仕事の内容が異なるため異なりますということで御理解いただきたいと思います。

○委員長 ほかにございませんか。

○金田興一委員 145ページの高齢者生きがいがづくり事業の中の老人クラブの活動助成事業補助金があるんですが、現在市内で老人クラブが結成されてるのは幾つくらいあるのか、そして、その中で市老連へ加盟しているクラブがどのくらいあるのかの2点についてお願いしたいと思います。

○長寿課長 数字について係長からお答えします。

○高齢支援係長 現在なんです、市老連のほうの加入が1,477名というような形で加入を。ちょっと今クラブ数ですが、市老連の加盟が28クラブになります。あと、未加入クラブが12クラブというような形になってまいります。全体では市老連に大体1,477名、あとそれ以外のところ、ちょっと私のほう、数字を今出してないんですが、500から600くらいの数字になってくるかと思います。

○金田興一委員 じゃあ、市内の65地区の中で老人クラブがあるのが40、そのうち市老連に加盟が28と、こういうことでもいいわけですか。

○高齢支援係長 はい、結構でございます。

○金田興一委員 たしか去年の決算のときにもちょっとお伺いしたような気がするんですが、25年度かな、25年度から老連に加入するしないにかかわらずという形で、この補助金が未加入のところへも多くなるようになったんですね。それで、そのときに老人クラブの会長さんたち何人か集まった中で、こっだけ未加入でも補助金をもらえるんなら、もう今役員のなり手もないいろいろなんで、いっそ老連やめたいというような話が実はあ

りまして、そんなこと言わずに、やっぱし老連これからは高齢化社会の中で老人クラブの存在っていうのは大きいんでというような話をした覚えがあるんですが、未加入のところへ補助金をあげてから、未加入の、いわゆる労連を脱退するような動きみたいなものは感じておられますか。

○長寿課長 今のところ数字としてそういったものは把握しておりません。ただ、御指摘のようにですね、今まで、従来市老連に加入をしているところと未加入のところと補助金の差を大きくしてきて、加入をふやそうとしてきたわけなんですけども、にもかかわらずですね、実際に脱退される場所がありまして、一方で監査委員のほうからですね、そんなに差をつける意味はないではないかと御指摘もありまして、加入未加入にかかわらず活性化をしていただきたいということで、単位クラブの活性化ということで補助金をふやさせていただきました。

○金田興一委員 ここらは難しいところで、なかなか老人クラブの運営というのは、皆さんそれぞれ苦勞されてるんですが、その下にロマン大学の事業の補助金もございまして、ロマン大学というのは地域、いわゆるロマン大学を卒業したら、後、地域に入って地域活動をやるというのが大きな目的の1つになってると思うんですが、現実には、老人クラブの加入を勧めてもロマン大学の卒業生というのはほとんど入らないと。これを何とかしてほしいという話がありまして、一般質問の中でも私、取り上げたことがあるんですけども、市として老人クラブの育成というものに対して、どういうふうな方針なり考え方を持っておられるのか。

○長寿課長 老人クラブの皆さんがですね、地域の清掃活動でありますとか、あるいは福祉活動などで取り組まれていること、単位クラブで取り組まれていることも承知しておりますし、また、市老連としてもですね、スポーツ関係の事業を通じながら生きがい、健康づくりをやっていることは承知しておりますので、私も、補助はですね、引き続き従来どおり、あるいは今回も、金額を上げながらですね、そういった意味で助成はしていきたいと考えております。それで、あとは事務局もですね、事務局職員として市のほうでも嘱託職員を1名配置をしておりますので、その中で新たな取り組み、市老連の名称を変更しようということも工夫をされたり、あるいは、老人クラブの会報であるいちいの編集方針を大きく変えて見やすいものにしたりと取り組んで、引き続き力を入れていきたいと思っておりますけれども、なかなかちょっと現実的な数としてあらわれてこないというのが現状でございます。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

○五味東条委員 なければ、同じページの145ページでございますが、例の福祉センターの重油のね、減額になったって言うんだけど、これ、いつまで継続して、打ちきりの見通しっていうのは、今のところあるんですかね。

○長寿課長 見通し、明確に立てているわけではございませんけれども、社会福祉センターの建物の下に一定のものがあるであろうということを想定をした上です、センターのあそこの建物自体を撤去したときに1つの契機になるのではなからうか。それから、周辺井戸のですね、様子なども引き続き観察、観測をしながらですね、見ていく、終了の時期を見きわめていくということになるかと思えます。

○五味東条委員 今もうほとんど出てないわけでしょう。

○長寿課長 いわゆる重油の回収という意味ではですね、下の集油槽では新たな回収というのはほとんどできておりません。観測井戸もですね、周辺に12カ所ある中で、臭いなどが観測されているところの数は数カ所になっておりますが、臭い自体はですね、人が地下水を見とるとですね、若干の臭いがするという状況が継続をして

おります。またそれが濃度についてはですね、若干上がったり下がったりしながら継続をしています。現状としてはそんな状況でございます。

○五味東条委員 いずれにしても無駄な金だと思いますのでね、はっきり言って。だで、できるだけ早くうちきるなり、あるいは、もう今現在出てないんだから、もう業者も切るなり、そういう手段を講ずる時期じゃないかなと、私は希望します。

○委員長 答弁はよろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

○副委員長 137ページの子育て世帯臨時特例給付金給付事業についてですが、1月1日を基準点として支給対象を特定していくっていうことですが、ちょっとお聞きをしたところによりますと、塩尻市でそういう該当者がいるかどうかわかりませんが、1月分の児童手当の申請について何らかの理由で遅れて、要件はあるんだけど1月分の児童手当を受給できなかった、そういう場合の世帯はこの対象外になってしまうということですね。

○福祉課長 そういう手続上の問題とか審査の問題とかもありますので、1月1日に児童が生まれた者については、2月分の手当が支給になりますので、その方については給付の対象になります。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

では、私からお願いします。数点お願いします。今の同じ137ページの同じ給付金についてお尋ねします。例えば保育料だとか学校の給食費だとか、滞納をしている場合は、それを先に差引かれるんでしょうか。

○福祉課長 この手当については、あくまでも消費税が上がることにに対する給付金ということで、滞納になっている分を差し引いて給付するということは考えておりません。

○委員長 督促はされますか。払っていただけるように、これのお金が入ったことによって払っていただくようにという働きかけはされますか。

○福祉課長 福祉課では直接は該当するものがないと思いますけれども、福祉課から直接催促、督促することは考えておりません。

○委員長 そうですよ、そこじゃなくて、こども課っているよね。

○こども課長 保育料の関係でございますけれども、児童手当のほうからですね、滞納の分につきましては引かさせていただくということで、それにつきましても事前にですね、同意をいただいている御家庭についてはそういうふうに引かさせていただいておりますので、それ以上にですね、今回のこの3%に特化をしてですね、特に通知を入れてというようなことというのは、今のところ考えておりません。

○委員長 予算書のどこの項目に出るのかわからないんですが、一昨年、県の事業団が塩尻市内に福祉施設を建てたいということで土地を探しているというお話があって、25年度のうちに用地を見つけてというお話があったと思うんですが、その進捗状況をお聞かせください。

○福祉課長 実施計画の中で、3カ年の計画の中に計画として盛り込んできたものをおっしゃっていらっしゃると思います。県の事業団と市が保有しております土地とで双方で相談をしてきておりますけれども、なかなか該当する土地が見つからず、今まだ土地を探している状態です。今、事業団のほうでは、市の土地の状況で場所を探すのは難しいという中で、市内に県が所有している土地等もありますので、そちらのほうとも調整をしてみたいということで、今、県と事業団のほうで調整をしているふうに聞いております。

○委員長 県の事業団のほうは、松本圏域に1つ建てたいという思いがあるようですけど、それが土地がうまく

見つからないと塩尻市ではないほかの市に建つことも考えられるのでしょうか。

○福祉課長 事業団とお話をしている中では、事業団とすればやはり塩尻市に障害者の施設が少ないという中で、塩尻市に建設を考えたいということでお話をしておりますし、本市といたしましても、本当に障害者の施設が少ないものですから、ぜひ塩尻市の中でのという要望は強くさせていただいております。

○委員長 ぜひ、土地が見つからなかったら、じゃあとほかのところにならないように努力をしていただきたいと思います。お願いします。

それから、もう1点お願いします。145ページの黒点の7つ目、訪問理美容師派遣事業委託料についてお伺いをします。これがなかなか利用をできる権利を持っている方たちに知られていないのではないかとということで、利用者が少ないというふうにお聞きしてるんですけども、どのように実態を把握されてますでしょうか。

○長寿課長 要件がある方ですね、要介護3、4、5、中・重度で在宅で看られている方ということで、その方ですね、実際にその状態を、この制度についてはですね、ケアマネジャーのほうを通じて周知をしております、ケアマネジャーがいろんなおうちで介護されている方の相談をお聞きする中でですね、そういったことをお勧めする。実態とすれば、ケアマネジャーから上がってくること、ケアマネジャー経由で御本人に伝わっているということが実態、そういうふうに捉えております。

○委員長 要介護3から5のその対象者の数と、それから年間に利用されてる方の数がわかればお知らせください。

○長寿課長 要介護3から5の方の数でございますけども。要介護3から5の方の数はですね、総数でございます、本年の2月末現在で1,050人でございます。訪問理美容を利用されている方の数につきましては、数は係長からお答えします。

○高齢支援係長 今年度、訪問理美容を利用されている方は、51人の方から申請を受けております。

○委員長 それは延べですか、それとも51名の方。

○高齢支援係長 51名の方です。

○委員長 ありがとうございます。対象者数から利用者数の数を見ると、ちょっと少ないように感じるんですけど、実際に知られていない方がいらっしゃるというようなことも耳にしているので、もう一度ケアマネジャーさんのほうに周知していただけるようお願いをするなり、手を打っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○長寿課長 その件につきましては、またケアマネジャーを通じましてですね、私ども周知をさせていただきたいと思います。

○委員長 お願いします。ほかにございませんでしょうか。

○副委員長 139ページの障害者生活支援事業の中で重度心身障害者等のタクシー利用料金の助成っていうのがありますが、これについては、それぞれ必要な方に対しては、こういう制度がありますということで利用を促すなり、本人がこれを利用したいっていうふうに申請をするという形で利用するのでしょうか。

○福祉課長 申請をしていただいて、サービスを利用していただくという形をとっております。

○副委員長 260万円余の予算ということですので、必要な方というか、どういったような方が利用されていて、その場合の申請に当たってはどんなふうにお知らせをして利用してもらっているのでしょうか。

○福祉課長 利用の対象となる方につきましては、身体障害1級、2級の方、それから療育手帳はA1、A2をお持ちの方、精神保健福祉手帳は1級、2級をお持ちの方が対象になっております。人数については係長のほうから説明いたします。

○障害福祉係長 タクシー券を御利用されている方につきましては、済みません、今現在197の方が申請をさせていただいて実際に御利用になっている方になります。

○副委員長 要件を満たした方が申請すれば、どなたでも利用できるということでしょうか。

○福祉課長 所得税等の関係を審査した中で、全て要件を満たしていれば、タクシー券を発送させていただいております。

○副委員長 わかりました。

○永田公由委員 135ページの檜川の外出支援事業補助金、先ほどの説明ですと約100名の方が通院に利用されてるというようなことなんですが、これはあれですか、主に檜川診療所へ通うための補助という、バスを出しているということとは違うわけですか。

○福祉課長 檜川から近隣の市町村にあります病院ですので、木曽病院へ行かれる方もいらっしゃれば、こちら大門にありますお医者さんを受診される方もいらっしゃれば、いろいろです。檜川診療所というふうに限定しているわけではありません。

○永田公由委員 恐らくこの事業、補助を出しているのは、市内では檜川だけだと思うんだけど、ほかはありますか。こういった同じような事業に対して補助を出しているところは。

○福祉課長 市内でということでしょうか。市内では檜川、ビレッジならかわに補助を出しているだけです。

○永田公由委員 これは恐らく合併時からずっと引きずってる事業だと思うんだけど、地域振興バスも100円で来てるし、あそこは駅が3つあるし、それから今度指定管理で桔梗ヶ原病院が診療所をやるってということで、なんか聞くところによるとマイクロバスを買って通院者の便宜を図っていくというようなことも聞いているんですけども、この事業についてはこの先もずっとこれ続けていくという考え方ですか。

○福祉課長 この事業を実施するに当たりまして、塩尻市有償運送サービス実施審査会がありまして、そちらのほうで運輸省の方もお見えになり、タクシー業者からもおいでいただく中で審査をさせていただいて、皆さんの賛成の中で事業を実施しておりますので、現段階では事業は継続するものと考えております。

○永田公由委員 これ、利用者の個人負担っていうのはあるわけですか。

○福祉事業部長 個人負担についてなんですけども、年に1回、年会費というのがあります。それが大体6,000円くらいになります。あわせて、檜川の地区内だったら200円、塩尻市だとか木曽町でしたら1,000円、それと木祖村が500円、市内を越えた近隣の市町村は、例えば松本の病院へ行くとか、そういうときは1,500円、それぞれ片道いただいているということになります。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

○副委員長 133ページの地域福祉推進事業のご近所支え合いマップづくり事業委託料ですけれども、毎年同じくらいの予算をつけて委託事業を進めているところですけども、この進みぐあいというか、それを前進させていくということだと思ってしまうんですけども、どんなふうに予定していますか。

○福祉課長 25年度取り組みまして、3月の頭にですね、社協のほうでこの事業の取りまとめをしていただいております。マップの完成している区につきましては全部で18区、そのうち、25年度新たにふえた分が4区です。それから、要援護者というか台帳も整備をしております、こちらにつきましては、25年度で8区が、区として要援護者の方の名簿を整備しております。全体では、33区で取り組みをしている状況になっております。この委託料につきましては、年度の当初にですね、社協のほうとことしの目標を設定させていただきまして、どのくらいを完成するのを目指そうかということで福祉課と社協と調整をさせていただいて、今年度につきましては6区、新しい区を完成にもっていきこうということで事業に取り組んできました。その意味合いでいきますと、マップが4区完成し、台帳の完成が8区あったので、25年度の事業については双方で年度当初に立てた目標は達成できているのかなというふうに考えております。

今後の進め方なんですけれども、昨年の10月から11月にかけて手挙げ方式で御本人の同意をいただいた上で、要援護者御本人の状況について地区等にお知らせしてもいいですよということに同意していただいた方の名簿につきまして、10月、11月にかけて各区にお渡しをしています。この2月の頭にですね、民生委員さんにもお渡しをさせていただいております。ですので、26年度につきましては、その方たちの個別の対応をどういうふうにしていったらいいのかなというところを、区のほうへ入って行きながら計画を立てて、災害時に備える体制を整えていきたいというふうに考えています。

○副委員長 社協と福祉課のほうで相談をして目標を立てて進めているってということなんです、具体的には、例えば、マップづくりというと区単位で取り組むということになると思うんですけれども、そういったところへはどういう形で働きかけ、ぜひ取り組みましょうという働きかけは、どこがどんなふうに行っているんでしょうか。

○福祉課長 行政連絡長会議、4月にあります。その会議でもこの事業について御説明をさせていただきますし、受託をしております社協さんのほうでも、各地区の福祉委員さんを使いながら、こういうことで地区に入りたいという旨をお知らせしながら、市と社協と一緒に事業の説明、それから進め方についてのアドバイス等しながら事業を進めているところです。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

私からもう1点、お願いします。135ページの公衆浴場助成事業補助金についてですが、これは今1軒に出されていると思うんですけれども、ふれあいセンター広丘に入浴施設ができるに当たって来年度以降、何らかの影響があるかもしれないというところから、この補助金を見直す、もう少し補助金をつけるのか、ちがう形で支援するのかという、そういったことは検討されてますでしょうか。

○福祉課長 具体的にこうってことはまだ進んでおりませんが、何らかの形での支援は必要かなというふうには考えております。ですので、また事業者さんであります桑の湯さんのほうともお話をしたり、広丘ができる段階で洗馬と広丘の入浴料の料金についても検討することになっておりますので、それらも含めまして検討をしていきたいと思っております。

○金田興一委員 今の関連ですけれども、県の助成金はなくなるんですよね、段階的に、公衆浴場の関係は。

○福祉課長 生活環境課のほうで出てる補助金のことをおっしゃっているんじゃないかと思っております。ですので、ちょっと済みません、内容まで把握できておりません。

○委員長 よろしいですか。

○金田興一委員 済みません、確かに生活環境課の管轄で、来年度くらいかね、なくなるんですよ、段階的にやってきてるんで。確かに今1軒しかないんだけど、実は、今度Fパワーの関係でボイラーをペレットでという話をちょっとしてみたら、とてもじゃないが、今燃料費は家屋の解体をした材木をもらってただで使っていて、やっとなんか買えるなんて余裕がないというような話があって、もう正直言って、いつまで続けられるかということはかなり危惧をしておりましたんで、今、委員長のほうからも話がありましたけれども、ぜひ御配慮をお願いをしたいという、これ要望です。

○福祉事業部長 その件に関してなんですけども、やはり時々事業者さんと会うことがあるものですから、将来的に市としてもやはり弱者対策の中で銭湯は必要だということで、どのようにしていったらいいものかお互いに考えていきたいと思いますということで事業者さんとも話してきたということで話しはさせてもらってます。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

○中原巳年男委員 さっきの135ページのビレッジならかわの件ですが、市内の場合はタクシー券が年に何枚とかってありますよね。それで、これ、檜川の場合は回数とかそういう制限はないということですか。

○福祉課長 檜川につきましてはタクシー券は出ておりませんので、このビレッジのサービスを使っていたいくことになると思います。回数等については制限はないと思っています。

○中原巳年男委員 当面はまだ続けていくという話ですが、例えば市内のほかの地域にしても非常に通院とかに苦労してるような場所もありますんで、その辺も含めてね、ちょっともう少し検討していく余地がある項目ではないかなというふうに思います。ましてや回数の制限がないとか、それから木曾町でも松本でも行かれるということで、個人負担はあるにしてもタクシーに比べたらかなり安い金額ですよ、年額6,000円ということで。そういう中でやっぱり、市内の公平性ということも含めてね、これから考えていく必要がある項目だと思いますので、よろしく御検討ください。

141ページの障害者福祉施設費、ささらの里、29年度までってなってるんですが、今ここを利用している市内の間ってというのは、どのくらいいるんですか。

○福祉課長 現在、本市からの入所者は7人になっております。

○中原巳年男委員 これは、この負担金については、建設する時点で決まったものなのか、入所者によって変わってきてるのかというのはどうなんですか。

○福祉課長 こちらの負担金につきましては、建設の段階で借入れ等があって、分配して年次計画の中で負担させていただいているものです。

○委員長 よろしいでしょうか。

では、ないようですので次に進みます。3款民生費2項児童福祉費から5款労働費までの説明を求めます。

○こども課長 それでは、予算書152、153ページをお願いいたします。2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございますけれども、説明欄最初の白丸、嘱託員報酬6億4,516万2,000円につきましては203人と書いてございます。この203人の内訳でございますが、保育士が196人、栄養士が3人、給食調理員が2人、看護師それから臨床心理士が各1人という内訳でございます。

1つ飛びまして児童福祉事務諸経費でございますけれども、657万4,000円につきましては、こども課

の事務経費でございます。上から2番目の臨時職員賃金につきましては、こども課の臨時職員1名分でございますし、一番下の midpoint の保育料システム使用料373万8,000円につきましては、庁内の住基システムと連動をいたしまして家族構成ですとか等を含めまして保育料等にかかわるデータを管理しているものでございます。

次の白丸、民間保育所支援事業でございますが、社会福祉法人立の保育園並びに認可外の保育所の運営を支援する事業費でございます。最初の中点の保育所運営費負担金1億5,372万8,000円につきましては、入園の児童数に応じた法定の支弁費、それから長時間、低年齢児保育に係ります負担金等を交付いたしまして、保育園の運営を支援しているものでございますけれども、来年度、この2つの社会福祉法人立の保育園で、前年度と比べまして19人の増の園児数134人を見込んでおります。なお、来年度につきましては、民間保育所が障害児を受け入れて保育士を加配して配置した場合にですね、支給をいたします、その勤務形態に応じて補助をいたします障害児保育事業というメニューを新たに設けまして給付をしまいたいというふうを考えております。それから、その次の中点でございますが、認可外保育事業補助金697万9,000円でございますが、松本市のキッズワールドと洗馬にございます自然ランド・バンバンの2つの認可外の保育所への運営補助金でございます。これにつきましても、やはり入園児童数に応じまして補助をしているところでございます。なお、来年度、自然ランド・バンバンのほうにつきましては、屋根の修繕にかかります施設整備費ということで、前年度比べまして18万円の増額計上をさせていただいております。

○福祉課長 次、一番下の丸になりますけれども、児童扶養手当支給事業ですけれども、ひとり親家庭の父や母、または父母のいない児童を養育している者の生活の安定と自立を支援しようとするものです。

次のページ、154、155ページをお願いいたします。児童手当支給事業ですけれども、中学校修了前までの児童を養育している父母、その他保護者に対し、生活の安定や児童の健やかな成長に資することを目的に手当を支給するものです。

○こども課長 続きまして2目児童運営費でございます。説明覧最初の白丸、保育士給与費5億5,810万円余につきましては、正規保育士103人分の人件費でございますが、内訳といたしましては園長が15人、それから保育士が88人分ということになります。

次の白丸、保育所運営費3億8,036万4,000円につきましては、来年度から15園になりますけれども公立保育園の15園の運営経費でございまして、保育日数につきましては293日を予定しております。予算説明資料のほうを、済みません、ごらんいただきたいと思っております。42ページをお開きください。今御説明申し上げましたけれども、市立保育園につきましては、来年度から15園ということでございまして、入園予定児童数につきましては1,688人を予定してございます。これは前年度と比べまして31人の増というふうになっておりますけれども、ゼロ歳から2歳までのお子さんにつきましては54人ふえてございますが、3歳から5歳までが23人減るということで、トータルしまして31人の増ということで、大変未満児がふえてきているということでございます。その下に特別保育事業といたしまして長時間保育それから一時保育等を行いまして、保護者の子育てと、それから仕事等の両立の支援をするとともにですね、児童の健やかな成長の支援に努めてまいります。なお、年々増加しております要個別支援配慮児童につきましては、加配保育士を配しまして、それからアレルギーをお持ちの児童に対しましては、アレルギー除去給食を127人に対して行ってまいります。

予算書155ページにお戻りください。保育所運営費の最初の中点から3点続きますが、臨時調理員賃金、そ

れから長時間保育士賃金、臨時保育士賃金につきましては、パート調理員さんですとか保育士の休暇の代替保育のほか、早朝ですとか夜間の長時間保育など1日単位あるいは時間単位で勤務をいたします臨時職員の賃金でございます。そこから3つ下がっていただきまして、園医謝礼172万1,000円につきましては、入園児童の内科検診と歯科検診を春と秋の2回実施しているものでございます。そこからまた5つ目の中点でございますが、保育費2,120万1,000円につきましては、保育園で使います絵本や紙芝居、それから使用する折り紙、画用紙、クレヨン等の児童用の保育用品費でございますし、またその下の給食費1億2,665万5,000円につきましては、年間の給食日数284日分の給食とおやつ材料費が主なものでございます。

ページをおめくりいただきまして157ページ中ほどになりますけれども、給食調理業務委託料でございます。15園中、北小野保育園を除きまして14園で実施しております給食調理の業務委託料といたしまして、8,985万8,000円をお願いしております。なお、北小野保育園につきましては、2人の嘱託調理員によりまして直営で実施をしております。その下の園児送迎バス運行委託料の関係でございますが、154万2,000円につきましては、北小野及び檜川保育園の送迎バスの運行を委託しているものでございます。下から4つ目の備品購入費568万9,000円につきましては、園児の机や椅子などの保育備品のほかにですね、給食の厨房備品を購入するものでございまして、スチームコンベクションオーブンですとか食器消毒保管庫等の高額な備品を計画的に更新をすることといたしまして、安定的な給食提供に努めるための費用としてお願いをしているものでございます。保育所運営費は以上です。

○**教育総務課長** それでは、引き続きまして157ページ、下から2つ目の白ポツ、保育所施設改善事業費でございます。こちらにつきましては、市内15園の保育所の施設の維持管理、整備等に関する費用を計上してあるものでございます。昨年度に比較いたしますと、95万円余、4.5%余のマイナスという形になっております。主なところは、修繕、あと工事等によって増減をするというような形になってございます。まず、営繕修繕費といたしましては、経常的な各保育園の傷み等に対しての工事費のほかにですね、特に特出しといたしまして宗賀中央保育園の遊戯室の床の修繕、それからみずほ保育園の未満児室の床の修繕等々をあげてございます。また、先ほど子ども課長の説明にもございましたが、来年未満児の就園希望が非常に多いところの中で、この営繕修繕の中で吉田ひまわり保育園の未満児受け入れ対策ということで、未満児用の手洗い器の設置等も若干予定しておるところでございます。その他、施設の維持管理にかかわった点検委託料、それから維持管理費等を計上しておりまして、6つ目の中点ですが、設計委託料、こちらにつきましてはエアコンの設置工事にかかわるものでございます。こちらにつきましては、一番下の中ポツのエアコン設置工事ということで別出しをしてございませけれども、給食調理室へのエアコン設置工事を計画的に進めておりまして、来年度はみずほ保育園、それから広丘西保育園に給食室のエアコン設置をするものでございます。それから、先ほどの未満児就園に対応するものとして、未満児室につきましては体温調整が難しい赤ちゃんというような形もありまして、未満児室についてはエアコンを整備するということになっておりまして、今のところ全保育園整備し完了しておりますが、未満児対応が多くなるということの中で、日の出保育園と吉田ひまわり保育園につきまして、それぞれ未満児対応室をふやすということで、それぞれ1室ずつエアコンの設置工事をふやすものでございます。なお、その上の中点、施設整備工事、こちらにつきましては老朽化等に関係します保育園施設の施設更新等をしていくものでございます。主なものとして、市内保育園の遊具等の傷み等に関しまして行う遊具の改善工事、それか

ら、大門保育園等の建具の改修等をあげております。なお、新たな取り組みといたしまして、来年、松本市では進めておるところですけれども、公園の園庭に芝生を張るという事業がございますが、来年一応1園で試行的に整備をしてみまして様子をちょっと見てみたいということで予定してございます。以上でございます。

○**こども課長** 続きまして次の白丸、育児支援推進事業費でございますが、これにつきましても予算説明資料でお願いいたします。42ページをお願いいたします。そちらの中段のところでございますように、未就園児と、それからその保護者に対しましてあそびの広場を14園で、それから施設開放事業といたしまして、つどいの広場を開催をいたしまして、子育て相談ですとか育児に関します情報交換等を行う場を提供いたしまして、育児支援を行ってまいります。児童の情操を育むことを目的といたしまして異年齢児交流、それから高齢者との世代間交流や太鼓、祭り等の郷土文化伝承活動を行ってまいります。それから、その下のポツでございますが、病児・病後児保育事業、それから子育て支援ショートステイ事業を行いまして、引き続き子育てと仕事等の両立の支援を行っていくこととしております。育児支援事業につきましては以上でございます。

○**教育総務課長** それでは、予算書158、159ページをごらんください。白丸の1つ目になります、児童福祉施設防犯対策事業でございますが、こちらについては、保育園・児童館への不法侵入があった場合に警察署への自動緊急通報を行うためのシステムの借上料でございます。25年度に長期継続契約を行って金額が改定になっておりますので、昨年度より若干の減額となっております。

○**こども課長** 次の白丸、保育補助員設置事業747万2,000円につきましては、通称おじいちゃん先生、おばあちゃん先生と呼ばれているものでございますが、各保育園に1人ずつ配置をいたしまして、児童の情緒の発達を促すことなどを目的といたしまして週2日勤務でお願いをしているものでございます。

次の白丸、子ども・子育て支援事業計画策定事業でございますけれども、27年度を初年度といたしまして5年間の計画を立てるわけでございますけれども、その計画を立てるに当たりまして平成25年度はアンケート調査を実施いたしまして、現在、地域にかかわります子育てにかかわるニーズの把握を行っているところでございますけれども、来年度は計画を策定するための子ども・子育て会議の開催にかかわります費用のほか、策定委託料として270万円、それから新システムを構築するための委託料といたしまして561万円余を計上させていただいているものでございます。以上です。

○**子育て支援センター所長** それでは、子育て支援センター分についてお願いします。説明資料のほうは37ページになります。嘱託職員報酬及び職員給与費は、えんぱーくの子育て支援センター、北部子育て支援センター、こども広場の職員を合わせたものになっております。

子育て支援センター事業についてですが、1つ目の臨時職員賃金392万6,000円は、年間50回ほど実施いたします保護者向けの講演、講座、研修等の託児賃金及び土曜、日曜日等の勤務や休暇代替に充てる保育士賃金になります。次に、下から2番目の印刷製本費38万7,000円ですが、25年度に印刷配布いたしましたイクメン手帳に、塩尻市内の取り組みを盛り込み内容を充実させて発行できるように準備を進めております。イクメン手帳は、長野県とながの子育て応援県民会議が男性の育児参加を促進する環境づくりの一環として編集し、県が24年度に配布したものです。塩尻市では、25年度から予算をいただいて、妊娠届を提出された折に母子手帳とともにお渡しし、年齢ごとの発達の状況やその中で父親のできることを、してほしいことを中心に6歳までの子育てガイドとして役立てていただきたいと思いますと考えております。

161ページをお願いします。こども広場事業になります。こども広場は平成22年8月の開館以来、市内外の多くの御家庭に御利用いただき、ことし1月には、延べ20万人目の入場者を迎えることができました。年齢別の遊びや木育のイベントはもとより、交流会等への事業拡大の期待が高まっていると感じています。主な予算では、最初の臨時職員賃金348万3,000円ですが、これは平日を保育士4人の体制、土曜日曜祝日を5人体制とするための臨時保育士賃金や、利用者からの御希望が多い交流会等に必要な補助業務のための賃金です。ページ一番下の施設管理負担金3,482万3,000円ですが、これにつきましてはウイングロードビル全体を管理する塩尻市振興公社との取り決めにより面積割での見積り額になっております。内訳は、施設管理費として1,659万円。内容は清掃業務、警備業務、施設管理業務、需用費等になっております。それから管理共益費として240万円。木育やハロウィーン等イベントの共同開催負担金やビル内の広報事業等です。光熱水費として1,584万円となっております。大勢の皆さんに快適に利用していただくため、安全・清潔な施設として維持管理を行ってまいります。説明は以上になります。

○**教育総務課長** それでは、予算書162、163ページをお開きください。上から2つ目の白丸になります。吉田原保育園・吉田児童館分館建設事業でございます。こちらにつきましては、平成26年度に設計それから測量、地質調査等を行いまして、工事につきましては平成27年度に実施しようとするものでございます。定員につきましては、保育園定員につきましては80人、建物といたしましては、延べ床面積1,000平米余、2階建てとするものでございます。構造につきましては本会議のほうでも御質問いただきましたけれども、安全性、防火性それからコスト等も勘案する中で鉄骨づくりとしまして、内装等につきましては十分に木の風合いを感じられるものということで、例といたしましては広丘野村保育園くらいのイメージを予定してございます。

次の白丸、保育園施設リニューアル事業でございますが、こちらにつきましては、保育園施設のリニューアルを伴います改装をいたしまして、快適な保育施設の整備をするものでございます。平成26年度につきましては北小野保育園の設計をいたしまして、27年度に工事に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○**福祉課長** では次、3目ひとり親家庭福祉費になります。最初の丸、支援員報酬は、母子自立支援員の報酬等になります。

次の丸、ひとり親家庭福祉推進事業は、ひとり親家庭の生活や子育て支援、経済的支援、就労支援をするものです。4つ目の黒ポツになります。ひとり親家庭福祉事業補助金は、ひとり親しおじりが行っております母子、父子、寡婦の各部会の研修会費等と、全体事業として親子の体験教室等を実施している事業に対します補助金になります。2つ飛ばして次の黒ポツになります、ひとり親家庭児童生徒就学支度金は、ひとり親家庭の児童及び生徒の入学を祝うとともに激励するために入学祝い金を支給するものです。次の黒ポツ、自立支援教育訓練給付金は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座または就業に結びつく可能性の高い講座で、市長が必要と認めた講座を受講する場合に、教育訓練の受講のために支払った費用の10分の2に相当する額で10万円を限度として支給するものです。次の黒ポツ、母子家庭高等職業訓練促進費ですけれども、こちらは母子家庭の母の就職が有利となり、生活の安定を図ることができるように、看護師や介護福祉士などの資格取得のための養成訓練を受講する場合に、高等技能訓練促進費及び入学支援就労一時金を支給するものです。

次の丸、児童福祉施設費になります。1つ目の黒ポツ、母子生活支援施設入所委託費は、DV及び虐待で保護した母子が入所している自立支援施設への入所委託料になります。次の黒ポツ、助産施設入所措置費ですけれど

も、児童福祉法第22条第1項の規定によりまして、経済的理由で助産施設へ入所する生活保護受給世帯1世帯の出産入院及び分娩介助の措置費になります。

○**家庭支援室長** それでは、続きましてページ164、165ページをお開きください。予算説明資料44ページになります。1つ目の白丸、相談員報酬、家庭児童相談員2人分です。こちらにつきましては、今まで2人を家庭児童相談員として配置しましたけれども、相談件数の増加それから相談内容等、さまざまな課題を抱えた家庭、児童の相談内容が複雑、深刻化している状況の中で、2人のうち1名を今まで3日勤務のところを5日勤務にして相談支援体制を充実させていくものであります。

その下、白丸、家庭教育支援事業諸経費。その中で下から6番目、CAP研修委託料63万円ですけれども、こちらにつきましては、子供の人権教育のプログラムを毎年実施しております。来年度に予定しておりますところは、塩尻東小学校、片丘小学校、宗賀小学校の3、4、5年生を対象として行います。なお、東小学校、片丘小学校、宗賀小学校の教職員に対してもワークショップ等を行い、子供に対するいじめ、虐待等を見落とさないような形のワークショップを計画しているところです。私からは以上です。

○**こども課長** 続きまして5目児童健全育成費1億5,360万6,000円をお願いいたします。こちらは児童館8館及び児童クラブの運営費が主なものでございます。説明欄最初の白丸、嘱託員報酬5,642万4,000円、それから次の白丸、職員給与費3,409万4,000円につきましては、児童館長及び児童厚生員の人件費でございます。

次の白丸、児童館・児童クラブ運営費3,816万8,000円につきましては、2つ目の中点、臨時職員賃金につきましては、児童厚生員とともに放課後の学童保育を担当いたしますパート職員の賃金でございます。来年度は受け入れ対象学年を3年生までという従来から、6年生までに拡大することに伴いまして、8つの児童クラブが市内にございますけれども、そのうち既に4つの児童クラブにおいては3年生までで満杯状態であることから、4年生以上を受け入れるに際しましては、近隣の公共施設をお借りしながら児童クラブ事業を実施していくこととしております。なお、それに対応する臨時職員につきましては4人、金額にいたしまして460万円の増をお願いしてございます。ページをおめくりいただきまして167ページの説明欄一番上の消耗品費でございます。こちらにつきましても、対象学年の拡大に伴いまして、別施設で開所をするということに伴いまして必要なポットですとか、ビデオデッキ、フラフープ、救急箱等ですね、物を購入することといたしまして、4カ所合わせまして80万円を増額させていただきました。それから下から7つ目の中点でございますが、洗馬児童館指定管理料につきましては、1,330万5,000円につきまして、今年度よりも消費税増税分がふえております。この洗馬児童館の指定管理につきましては社会福祉協議会へ委託をいたしまして、複合施設を活用した中で利用者と児童の交流のほか、地域の諸団体とも連携をした活動を展開していただいております。下から3つ目の中点、備品購入費でございますが、前年度比130万円余の増額となっておりますが、これは、塩尻東児童館が、東小学校の大規模改修にあわせまして東小学校の空き教室へ移転することに伴いまして、必要な備品購入を想定しているものでございます。以上でございます。

○**教育総務課長** それでは、同じく166、167ページのただいまの下の白丸、児童館・児童クラブ施設改善事業でございます。こちらにつきましては、市内児童館・児童クラブの施設の維持管理等に関する経費を見ているものでございまして、通常的な営繕修繕それから施設管理に当たります消防設備の点検等、施設管理につきま

しての委託料等を計上しているものでございます。この中で、下の中ポツ3つ、設計委託料、監理委託料、塩尻東児童館整備工事につきましては、これから補正予算のほうで計上してございますけれども、塩尻東小学校の大規模改修事業にあわせて、塩尻東児童館の老朽化に伴いまして、片丘小学校のようにですね、学内の施設を有効活用いたしまして児童館を設置しようとするものでございます。そのための設計、監理それから工事費を本年度計上してございます。一応計画してある場所でございますが、塩尻東小学校の一番体育館寄りの校舎の2階を想定してございます。一応、1階のほうが入出りの関係でいいんですけども、現在東小学校には全介助の車椅子のお子さんが1年生にいらっしゃるということがありまして、来年2年生に上がるというところの中で、給食の配膳ですとか、あるいは避難経路の点、そういったところでやはり2年生を上階に上げるのは非常に困難であるということ、それから、児童館側といたしましては、学校の施設的には3階へもっていけば一番、北側の校舎が一番3階がぼつんとしているところですので、いいという話もあったんですが、なかなか避難上あるいは入館上、3階まで上っていかなきゃいけないということもありますので利便性が悪いということの中で、現在2階にするということの中で、学校それから児童館サイドと調整を進めているところでございます。ということで、一応工事といたしましては、大規模改修工事とあわせて施工して効率的な執行をしてみたいというふうに考えております。

○**家庭支援室長** 同じく166、167ページ、6目発達支援費、白丸、元気っ子応援事業についてです。予算額365万7,000円です。上から3つ目の黒ポツ、元気っ子相談等謝礼233万8,000円余ですけども、こちらの内容につきましては、元気っ子相談の指導をいただく先生に対する謝礼、それから医療相談、検査等の謝礼、各種研修会の講師謝礼が含まれております。私のほうからは以上です。

○**福祉課長** 済みません。次の3項生活保護費1目生活保護総務費になります。ページでいきますと168、169ページになります。最初の丸、嘱託員報酬は、生活保護面接相談員と就労支援員の嘱託員報酬になります。

一番下の丸、生活保護適正化事業は、生活保護制度の適正運営を図るため、電子レセプトの活用や点検による医療扶助の適正化や、社会福祉主事資格の取得や研修会へ参加するなどして担当職員の資質の向上を図ろうとするものです。

次のページ、170、171ページをお開きください。2目扶助費になります。生活保護扶助費のうち最初の黒ポツ、生活保護費は生活保護法に基づき最低限度の生活を保護し、生活の向上が図られるよう援助するものです。生活保護費の受給者につきましては23年度をピークにわずかではありますけれども、本市の場合、減少とってきております。しかしながら、65歳以上の無年金者や失職後なかなか再就職ができない世帯の申請が多くなる傾向にあります。また、受給者が高齢化することによりまして介護扶助費、医療扶助費の占める割合が増加傾向にありますので、医療費の適正化や就労支援による扶助費の減少を図ってまいりたいと考えております。次の黒ポツで中国残留邦人生活支援給付費ですけども、こちらは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づきまして支援給付するもので、現在は9人の方に給付をしております。次の黒ポツ、住宅手当給付費ですけども、こちらは離職者で就労能力及び就労意欲のある方のうちで、住宅を喪失している方または喪失する恐れのある方を対象としまして、ハローワークによりまして就職支援を受けている方に対しまして賃貸住宅の家賃のための手当を給付しております。

一番下にあります、申しわけありません。5項の災害救助費になりますけれども、1目災害救助費、応急救助

諸経費ですけれども、こちらは、万が一災害が発生したことにより被災した市民に対しまして支援を行えるように災害弔慰金、災害応急扶助費を計上させていただいております。以上です。

○男女共同参画・人権課長 それでは、ページが飛びますけども200、201ページ、5款労働費1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費につきまして御説明いたします。説明欄、201ページになりますけども、白丸のふれあいプラザ運営事業でございます。まず、ふれあいプラザ運営委員の報酬、その下の講座託児保育士賃金につきましては、各種講座受講者の託児を行う保育士の賃金等であります。次の各種講座講師謝礼につきましては、女性の社会進出を促進するために資格修得講座、生活教養講座、就職活動、また社会生活に役立つ各種講座を行っておりますけども、そのための講師の謝礼になっております。以上になります。

○委員長 ここで10分間休憩といたします。

午後2時16分 休憩

午後2時27分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。先ほど説明いただきました3款民生費2項児童福祉費から5款労働費までの質疑を行います。委員の皆様から御質問、御意見ございますでしょうか。

では済みません、最初に。保育園の関係なんですけれども、民間のほうは入園希望者がふえていて、市立のほうは未満児を入れるとふえてはいるんですが、未満児を引いた場合減ってきているという状況なんですけど、これは、この先もずっとこういう形になっていくというふうに予測されてますでしょうか。

○こども課長 人口推計を見ますと、ゼロ歳児、要するにお子さんが生まれる数というのは今560から650くらいのところですね、毎年上下しております。傾向としては非常につかみづらいんですけども、今の3歳以上児の各学年の単年度ですね、年齢の児童の数を見ますと、微減なイメージです。少しずつ減ってるような感じですね。じゃあ、未満児がなんでふえるかと言いますと、未満児の場合には就園率が上がってるということだもんですから、ちょっと前まで例えば3%だったものがですね、今10%くらいに上がっているとあって、そういう就園率が上がっていることによって未満児の数がふえているということで、全体の数としてはですね、31人の増になるという、そういうふうなことです。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

○副委員長 今の保育園のことに关してですけども、市立の保育園の場合は、児童の受け入れについて計画的に全市的に計画をされてると思うんですけども、私立の保育園の場合、年齢クラス別の受け入れ状況っていうのは、園によって異なるっていうか、決め方が変わってくるっていう、そういうことがあるんでしょうか。

○こども課長 基本的に民間でも公立でもですね、入所の要件を満たすかどうかというのは全てこども課のほうで判断をいたしますので。それであと、クラスの関係につきましてはですね、2歳以上のお子さんの数に3.3を掛けまして園庭の面積というのは決まっております。ですから、例えばサンサン保育園で言いますと、園庭が200平米だもんですから、もう2歳以上児、2歳、3歳、4歳、5歳のこの4クラスでですね、60人までしかもうできないんですね。そうするとあとゼロ歳、1歳のところで人数をどのくらいふやせるかというところが、施設の規模、要するに1人当たり1.65ですとか、3.3とかっていう各年齢児によって違いますけれども、その基準を満たす面積で割り返したときに、例えばサンサン保育園であれば、ゼロ歳、1歳はあと何人入れます

ってということは、その施設の規模から決まってくるので、園のほうで何人までオーケーですということ、今のところ75人とかという数字が出たりするわけですね。ですから、うちのほうで、申し込みは全てこども課のほうにされますので、こども課のほうで、この御家庭については保育園に入所ができるかできないかという判断をさせていただいて、その中でまた入所要件、点数をつけさせていただきですね、もし競合した場合には、上位の人から入っていただくというようなことはやりますし、各クラスの割り振りについてはですね、今言いましたように施設の規模との兼ね合いもございますので、施設のほうである程度ですね、何歳児については何人というところは決めてくる部分というのもございます。

○副委員長 例えば、小さい子供さんの場合、最初に就園した保育園に続けて通いたいという希望は、親の側にしてみてもせっかくなれた環境でっていう、そういったこともあると思うんですけども、その点数の割り振りによっては、2年目になったら違う保育園に移らなければならないっていうような状況も生まれてくるってことですね。

○こども課長 はい、そういうことになります。たまたまですけども、吉田方面のほうの保育園で乳児、ゼロ歳、1歳ですとかね、そういうお子さんが親御さんの就労の関係でですね、松本に勤務に行くので、その間で預けていくっていうようなことで、例えば吉田方面の保育園でもいいですよということで入った場合、そういう例もございますけども、その場合でもですね、やはり4歳、5歳ってなってきますと、今度は入学を意識されますので、学校に上がったときに全然友達関係ができてないところっていうのは、やはり小1ギャップの一因にもなりかねませんので、やはり親御さんも、3歳以上児になりますと大体地元の保育園のほうにお預けをしたいというふうになってまいります。その以上児については、大体、先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、余裕があるものですから、そちらのほうには入れる可能性が高くなっていくということになってまいります。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

○金田興一委員 153、155共通するんですけども、保育士の関係で、嘱託の保育士、栄養士から給食調理員全部含めて203人で報酬が五億六千何がしと。155では、保育士は給料手当で4億8,000万円くらい。いわゆる嘱託の皆さんは、いわゆる市の職員になっている保育士に比べると約半分くらいに見えるんですが、勤務状況等についての差はあるんでしょうか。

○こども課長 ほとんどございません。一番大きいのはもちろん、2年、1年前ですかね、保育士の処遇改善ということで報酬の見直しを行いました。やはり募集をかけましてもですね、松本市ですとか、やっぱり近隣の市と比べられまして塩尻市はちょっと低いというようなお話もお聞きしていたものですから、その部分、改善をさせていただきまして、毎年勤務年数に応じてですね、上がっていくようなシステムにしてございますし、それから、手当の関係がやはり正規職員との間では一番大きな差かなと思いますけれども、そこで年収っていうふうになりますと差がついてしまうのかなというふうに考えております。

○金田興一委員 最近あまり聞かなくなりましたが、昔は同一労働同一賃金なんて盛んに言ったんですけども、保育士に限らずですけども、あまりにも差がありすぎるなというのが私の受けている感じですが、同じ保育士でも、例えば長時間だとか臨時保育士の皆さんで年配の方の場合は、ある程度理解もできるのかなと思うんですけども、そうでない若い皆さんに関しては、不満なんかは聞かれないんですか。

○こども課長 普通に考えて、ないことはないと思います。ただ、こちらのほうにですね、じゃあまとまってで

すね、そういう意見が上がってきてるかという、そういうことではなくてですね、組合交渉の中でもですね、言われますのは正規の率を上げてくれと、要するに嘱託ではなくて正規を上げてくれっていう、そういうことは要求はされます。ただ、これは大変難しい問題でございまして、保育現場はじゃあどうかということになりますと、今お話されたようにですね、正規職員の給与っていうのは当然嘱託の皆さんよりは高いわけですが、例えばそこにお子さんが6人いらしてですね、そこを1人で見るとか2人で見るとかというところの話になります。ゼロ歳、1歳ですと、塩尻の場合、3人で1人保育士をつけるってことになっておりますけれども、そのところを正規職員で、じゃあみんな見るというわけには当然いかない。そうすると、人の手があったほうがいいでしょうということから、どうしても嘱託の数がふえていってしまうっていう、ちょっとジレンマにはあろうかというふうには感じております。

○**金田興一委員** あれですか、嘱託の保育士から正規の保育士になっていくという人は、年間何人くらいいるんですか。

○**こども課長** 昨年、ことしと1名かと思っております。

○**金田興一委員** 採用は何人くらいなんですか。

○**こども課長** 退職者の数ということでございまして、今年度で言いますと5人。本当は退職者4人だったんですけども、5人としていただいております。

○**金田興一委員** 恐らく嘱託の皆さんのかなりの人数は、いわゆる職員になることを望んでるのではないかと思います。この人数的にはどんな、割合でも結構ですが、どんな状況ですか。

○**こども課長** どのくらいの方がそういう意欲を持って受験をされているかという、そういう意味ですか。

○**金田興一委員** そう。

○**こども課長** ちょっとそこは把握しておりません。ただ、各保育園長先生のほうからですね、やっぱり年齢制限っていうのがございますので、経験者枠でも、その年齢枠にある保育士の皆さんには、せっかくやるんだったら正規を目指したらということから先生のほうからお話はいただいておりますけれども、実際にどのくらいの方がですね、そこを受験をされているかというのは、岩垂部長もわからないですね。

○**生涯学習部長** 人数的には経験者枠というのがですね、やはり、ことしは五、六人ですか、ということで受けてるんですが、対象となる人がですね、全員が全員かということではないんですけども、やはりいろいろそれぞれ事情があると思いますので、かなり受ける倍くらいは皆さん、そのときにですね、その年には意向はあるかとは思いますが、現実的には毎年、三、四人から五、六人というような実態であります。

○**金田興一委員** ありがとうございます。一般的に見て、ちょっと処遇面で気の毒だなあというような感じをいろんな保育園の入園、卒園式なんかへ行ったり、いろんな機会に際しても感じてるものですから。とは言っても、限られた予算の中なんで自治体経営も大変なことは十分承知しておりますけれども、今、処遇改善というようなこともね、お話ありましたので、できる限りの御努力をお願いをしたいということで質問は終わります。

○**委員長** ほかにございますでしょうか。

○**五味東条委員** 167ページなんですけど、塩尻の児童館っていうのは、小学校の近くにじゃあ移動することですかね。

○**委員長** 中にですね。

○五味東条委員 中に。

○教育総務課長 ええ、現校舎の中に入り、という形になります。

○五味東条委員 そうすると、現在のその用地はどうなるんですか。現在のところの東児童館ってのがありますよね。あそこがどうなるんですか。

○こども課長 公の施設の跡地利用につきましては、桔梗ヶ原保育園もそうですけれども、まず庁内です、その後何かに使えるかということをもとに公募といいますか、中で検討いたしまして、庁内で特に使う予定がないということになりますと、地域に下ろすというようなことで、今のところは全く白紙といいますか、今、今後どういうふうにしようという計画というのはまだ何もないという状況です。

○五味東条委員 それじゃ、当面は今の建物もそのままにしておくということですか。

○こども課長 そうですね。企画のほうでその土地、誰も使わないからじゃあそこを更地にして売却しようとかっていうふうに決まってくれば、もちろんそうしますけれども、それまでは現状のままということになるかと思います。

○五味東条委員 その施設を地区のほうにどういうふうにご利用してほしいとかいうことは、聞いた覚えはありますか。

○副市長 私のほうで答えをします。一般的に公共施設、さっき課長から答弁したとおりですね、一番優先順位の高いのは庁内で再利用ができるかどうか。まずこれを検討します。それが、庁内でいらないよということになれば、地元の施設として地元でお使いになりますかどうですかと、こういう聞き方をします。地元でいらないよということになれば、売却、公募をして売却する。こういう段取りを踏んで処分をしていくと、こういうことになります。これが廃止になった暁には、その手続を踏ませていただいて公共施設の処分をしていくと、こういうことになりますので。まだ廃止にならないわけですから、地元としては御相談もしていないし、そういう声は私どもでは聞いて、少なくとも私のところでは聞いておりません。

○五味東条委員 副市長の言うのもわかるんだけど、こうやってもう予算化されてね、じゃあ小学校のところにこのように児童館建てますよということが決まってるわけでしょう、予算化されて。ついては、じゃあ地元にもこの今の、じゃあここが空き地になるけどこの児童館をどうしますかというのがあってもいいじゃないですか、今の段階で。

○副市長 ですから、まだ庁内で議論をしておりませんので、もしかしたら公共施設として使いたいというところがどこかあるかもしれません。それがあれば、それを優先させていただく、当然公共施設です。それがなければ、今度は地元へ、いかがですかと。地元で何々に使いたいという御希望があれば、それに沿っていくと、こういうことでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

○中原巳年男委員 165ページのCAP研修委託料ってありますが、この対象はどういう先生方になるのか。

○家庭支援室長 CAP研修プログラムにつきましては、平成18年度から実施をしておる、先ほど申しましたように、子供の人権教育をもとにするプログラムなんですけれども、対象につきましては、小学校の3、4、5年生、それから、その実施される小学校の教職員全員、それから3、4、5の保護者の方々に御案内を出しまして、なおかつ、地域の民生児童委員さん等にも広く周知をさせていただきまして、ワークショップ形式で子供の

人権について考えるプログラムを実施しているという内容です。

○**中原巳年男委員** 今ね、クエスト教育というのを御存じでしょうか。これについては、全国的に見ても両小野小中学校っていうのは、もう断トツでその事業に取り組んでいるわけですね。このクエスト教育っていうのは、基本的に先生方を先生方が教育するっていうことで、ことしまた7月か8月に各学校の教頭先生それから教務主任の先生を全県で集めてそういう研修をするんですが、18年からやってきたその人権教育っていうものが、果たしてどのくらい現実として生きているのかっていう検証はされてますか。

○**家庭支援室長** 実際このプログラムを受けて、実際子供が虐待を受けた、あるいは、いじめを受けたというところで、それがCAPプログラムと直接つながっているかどうかという検証はしておりません。ただ、市内で一昨年ですかね、ある私立の塾で子供さんが性的な部分をされたというところで、そういう事件がありましたけれども、そのお子さんはCAPプログラムを受けておまして、一番身近な友達に相談をしたことから警察のほうにつながったっていう事例、それから、当然ですけども、子供が自分の人権というものに対して、ちょっと3、4、5年生というと自分で感じる年ごろになりますので、そうした中で、日ごろ普通に受けてたんだけど、お父さん、お母さんから受けることが少しどうなんだろうということで、その後のアンケート結果からも出ます。このプログラムのいいところは、保護者の方にもプログラムを受けていただくので、保護者のアンケートからもやはり子供のそういうサインを見落としはいけない、できる限り多くの保護者に実際に受けてもらいたいというアンケートの結果も出ております。また、教職員からは、なかなかやはり先生から見た子供っていうのと、やっぱり外部から入った講師のプログラムでそういう研修を受けることによって、また違った目線で子供を見られるということで、先生方からも継続してやっていくと。当然市内の教職員の方も異動がありまして、2回目に受けてようやく中身がわかったとかという教職員の方もおられまして、実際に、じゃあ何件そのCAPプログラムを受けた子供さんがどうだったっていう、なかなか実数値については難しい研修ですけども、継続することによって、いよいよ来年度から塩尻市内の小学校を卒業する児童に関しましては中学校に、全ての子供がCAPプログラムを受けて中学に入学する形になります。県のほうも、子供の人権、当然今考えていろいろ議論もされてますけれども、CAPプログラムについては県のほうもいろいろ検討をして、うちが委託をしているNPOに関しても県内に幾つか支部があるんですが、そういうところもいろんなところからオファーがかかっているという状況ですので、うちのほうもできる限りの検証は必要だと思っております。ですけども、なかなかそこを突っ込んで、この事案についてどうだったかっていう、直接のお子さんにヒアリングをかけるっていうことはなかなか難しい事案でもありますので、その辺はちょっと非常に難しいところかなと。ただ、そういうようなアンケート結果からは、非常によかったというのはいたっているところが実際です。以上です。

○**中原巳年男委員** やっぱりね、この中で、今のCAP研修と、それからクエスト教育っていうのは似ている部分あるんですが、いかにね、クエストの場合は各学校の何人かの先生に来ていただいてその研修を受けていただいて、その先生が学校の中に先生方と話し合いをしながらやるということで、対外的な部分じゃなくて学校の中で子供に対するいじめだとか人権侵害がないかどうかということを中心にやるという形なので、若干その辺がCAPとは違うかもしれませんが、まず学校の中でそういうことが起きないように教育をしていくっていうことが、先生たちの意欲によって大分違いますので、その辺のちょっとクエストとCAPとの、何ですか、比較といいますか、そういうことも含めて検討してみただければというふうに思いますので、ぜひそういう機会は幾らで

もありますし、講師もジャイロのほうからいくらでも派遣してくれますので、そういうことも含めてね、検討していただきたいと思いますので。せっかくやる研修であれば、生きてかなきゃ何にもならないので、生かせる方法ということでお願いします。

○**委員長** 関連で、CAPの件なんですけれども、現在は小学校3年生から5年生の間に1回受けて、中学に上がるまでに小学校の間に受けているということなんですけど、やはり小学校でもそういうことはあるかもしれないんですけど、中学校ぐらいになると、まさにこれが活用できるんじゃないかと思うような事例も多々聞くんですけど、小学校でも受けるけれど、また中学校でも受けるような拡大をしていくというお考えがあるかどうかということと、それから、対象になった学校の教職員の方全員ということなんですけれども、塩尻市に新しく転入して入ってこられた先生方も、例えばそこに希望があれば一緒に受けてくださっていいですよというような御案内ができるかどうか、2点お聞かせください。

○**家庭支援室長** CAPプログラムにつきましては、実際うちが委託している団体については、就学前のプログラムも開発されていますし、小学生、中学生向けのプログラムも実際開発をされているところです。先ほど検証という話もあったんですけど、やはり1回受けたから、すぐ人権感覚が身につくというのは非常にちょっと。継続することは意味があると思うんですけども、実際のその子供にとって人権感覚をどうやってやったら、その子が自分の人権というものに対してきちっと認識できるかというのは、非常に難しいところだと思います。教育現場において教職員の先生方も実際さまざまな報道もあるんですけども、先生方の意識も非常に重要だと思いますけれども、現実的には、教職員の研修については県教委のほうでいろいろなプログラムがあって県の教育センターのほうで実施をされております。非常に学校のスケジュールの中で、実際問題としてCAPプログラムを学校の中で、例えば3回入れるというだけでも、学校との交渉が非常に難しく、どこにどう入れるのかというところで非常に苦勞をしているのが現状ですので、そここのところの実際に行う会場に、他の校の教師の方々に御案内を出せるのかどうかというのは、可能だと思います。ただ、現実的には、その時間帯に実際に子供を持っている先生方が行くというのは結構ハードルが高いのかなというふうには思います。その辺は課題かなというふうに思います。

もう1点、中学へってということなんで、これも校長会等でもCAPプログラムを当然依頼して御協力をいただいているということやってるんですけども、実際問題として、中学の校長先生からも中学で実際にできないかという話もいただいております。ただ、この団体がですね、やはり、ある種有償でうちのほうは委託契約は結んでいるんですが、そこにかかわってくれるプログラム、ワークショップをやっていただく方は無償でボランティアでやっていただいている方も多いものですから、なかなか回数がふえることによって、ちょっと回っていかないという事情もあります。なので、その辺はまた今後、うちとしてもこういう小学生、中学生のいろんな課題を持っている時代ですので、できる限りサポート体制はとりたいと思うので、また検討をさせていただければというふうに思っております。以上です。

○**委員長** ほかにございませんでしょうか。

○**副委員長** 157ページのところで保育所施設改善事業の中で、園庭への芝生の試験的試みというか、そういうことにことし取り組まれるという話でしたけれども、どこの園で実施されるんですか。

○**教育総務課長** 一応施設的にはですね、今想定しております。ちょっとまだどちらというのは決めてないんで

すが、高出保育園か広丘野村保育園か、そこら辺でちょっとやってみたいということで考えております。

○副委員長 実際にはどのくらいの、1園でやるとして面積とかもいろいろあると思いますけども、どのくらいの予算を見ていらっしゃいますか。

○教育総務課長 予算的にはですね、おおむね130万円くらいを想定しております。面積的にはおおむね、全面芝生というのは理想ではありますけれども、後の維持管理ですとか、保育園での使い勝手の問題ですとか、あるいは直接の地面に触れさせたいという思いも保育園現場ではあるようですので、おおむね200平米くらいを一応想定はしております。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○永田公由委員 163ページの保育園施設リニューアル事業、先ほど、これ北小野保育園の設計委託という。内容的にはどんな内容ですか。

○教育総務課長 大分北小野保育園も老朽化が進んでおりますので、内装、外装、それから設備の点も含めて、例えばトイレですとか、そういったところも含めてのリニューアルということで考えております。

○永田公由委員 北小野保育園の園児数っていうのは、年々多分減少傾向にあると思うんですけど、新年度は大体何人くらいの希望になりますか。

○こども課長 北小野保育園は来年度31人でスタートする予定でございます。

○永田公由委員 定員は何人ですか。

○こども課長 60人です。

○永田公由委員 それで、今、小学校、中学校が辰野町の小野地区と一緒にやってるんですけども、保育園についても将来的には両小野でやってくというような話は出てはいませんか。

○こども課長 保育園につきましては、自分で歩いて行けないものですから、親御さんがそこへ送迎をするということになります。そうしますと、やはり福祉の面からという、考えますとですね、小学生のように自分で歩いて行きなさいよというのとは違うので、親が例えばどちらのほうに仕事に行くのかにもよりますけれども、一概にですね、一緒にしたからといっていいことの方が多いかどうかどうなのかって考えますと、ちょっと疑問もあるのかなということで、特にそういう保育園の関係ではですね、小野保育園との話をする中でも、将来的に一緒になるうねみみたいな話っていうのは今のところ出てきておりません。

○委員長 今のところ関連でお願いします。元気っ子応援事業なんですけれども、一般質問のとき、私、要望という形だけで言わせていただいたんですが、委員会なのでちょっと御答弁をいただきたいと思います。今、保育園の統合も考えるかということなんですけども、考えるか、まだ話は出てないんですけども、今、両小野小中となっておりますが、北小野保育園で元気っ子を受けたお子さんが両小野小中に上がるんですが、片や辰野町から来られるお子さんは受けていないというような状況があると思います。このあたりも、保育園から一緒になれば、それも組合立なのか、全部塩尻市にまとめてしまうのかということはいろいろ話はあるとは思いますが、元気っ子応援事業という観点からどのようにお考えになりますでしょうか。

○家庭支援室長 今、委員さんおっしゃるとおりに、保育園に関しては実際、辰野町の保育園と北小野保育園から通われてる児童が両小野小学校に入学をしますと、実際、うちのほうで行っている元気っ子応援相談の部分で年中児に相談をかけてますが、辰野町のほうの保育園ではそれはないという状況で小学校のほうに入学を

してきます。実際、小学校に関しましては、うちのほうは小学校に上がった児童に関してもフォローアップで回っておりますので、そうしたところで塩尻市のお子さんについては継続的な支援をしているというところになります。やはり、うちの元気っ子応援事業の一番の強みのところは、小さいころからのそのお子さんの育ちを継続的に見ていくっていうのが、先ほど、議会でもお話ししましたけど、個人ファイルとして継続してきますので、そこがすごく将来的には重要になってくるデータになってくると思いますので、そこが、辰野町から入って来たお子さんについてはそこが切れてるという状態になります。今回、実際、御案内のとおり来年度は中学校によいよ元気っ子相談を受けたおさんが上がります。今度は両小野中学校。中学校はうちのほうで事務局を持っておりますので、中学校組合のほうで特別支援講師1名増員という予算も計上させていただいていますけども、現実的には、両小野小学校をフォローアップに行って、来年度、例えば特別支援学級に入るお子さんの中で塩尻市出身の方もおりますし、辰野町出身の方もおられますので、そこを差別して支援するということは、うちのほうは全く考えておりませんで、できる限り同じ学び舎で学ぶ子供たちが健やかな育ちをできるように、元気っ子応援事業のできる範囲の中で支援をしていきたいというふうに考えています。ですから、まだ組合立の部分で課題は残っておりますので、それは課題は課題としてまた組合のほうでも議論をしていただければありがたいかなというふうに思っております。以上です。

○永田公由委員 171ページの生活保護費ですけど、これ、4億8,000万円余ですけども、受給者の世帯数、人数等は把握されてましたらお願いします。

○福祉課長 済みません、1月末現在の人数でよろしいでしょうか。

○永田公由委員 はい。

○福祉課長 1月末現在で、保護世帯数が242、保護人員につきまして343人になっております。

○永田公由委員 それで、その前のページにね、就労支援員報酬というのがあって1人分が出てますけど、これはどういった経歴の方がやられてるんですか。

○福祉課長 現在就労支援につきましては、警察のOBの方が相談員をやっております。

○永田公由委員 それはあれですか、25年度で結構ですけど、生活保護を受けてる方で新たに就労された方というのは何名くらいおられますか。

○福祉課長 就労支援をさせていただいております世帯が、上半期で申しわけないんですけども、33世帯で、経済的自立をしております世帯が5世帯につながっております。

○永田公由委員 それと、生活保護面接相談員っていうのがあるんですけど、この方はどういった仕事をするわけですか。

○福祉課長 窓口相談に来られた方の初期面接をさせていただいております。

○永田公由委員 その方が初期面接をして該当しそうだということになれば、後追いは福祉課のほうでやるわけですか。

○福祉課長 初期面接をさせていただいて、その方の状況等をまとめていただきまして、後はケース会議等で生保の該当になるのか、そうでないのかということ判断しながら、生保になれば担当のケースワーカーがつかましてその後の生活支援、就労支援は就労支援員とケースワーカーと一緒に支援をしていくことになります。

○永田公由委員 あと、1年たって更新なりする場合は、そのケースワーカーの方がやるわけだね。

○福祉課長 生保になった方の引き続きということですね。そうですね、ケースワーカーが引き継ぎをしていくこととなります。それぞれの、ケースワーカーが今5人いるんですけれども、それぞれ地区担当を持ちまして地区担当の中で大体80世帯くらいですか、を1人で担当するようになっているものですから、そのバランスを見ながら地区のほうを振り分けをさせていただいて、引き継ぎをしながら継続して支援をしていくこととなります。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

○福祉課長 ケースワーカー、今5人と申しましたけれども、4人です。申しわけありません。

○副委員長 生活保護に関して関連してお聞きします。今、扶助費が物価スライドというか、それで年々下がってきている。今度2回目が下がるということのようですが、消費税増税との関係ではどんな関係になっているのか、これでマイナスになっていくというようなところはあるのかどうか。ケースがあるのか。

○福祉課長 消費税が上がることに對しまして給付金を支給することになっておりますけれども、こちらのほうの全国の担当課長会議の際の資料がデータで提供されてきたものを見る限りではですね、3年間で物価がスライドした分をもとへ戻してきますっていうものと、今回の消費税が上がるというものを合わせて盛り込んで見直しをする中で、全ての世帯について2.9%の改定率を盛り込むという内容の資料が提供されてきております。これにつきまして詳細については、まだ説明を受けてないものですから何とも言えませんけれども、資料を見る限りではそんな数字で来ております。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

○務台昭委員 挨拶についてちょっとお伺いするんですが、学校教育の中でですね、挨拶を。家庭問題と全部共通しますので、今話題だけ、それじゃ一緒に提供しておきます。挨拶について改めてまた質問したいと思いますので。

○委員長 はい、じゃあ、後ほどお願いいたします。

私のほうから、よろしいですか、幾つか。159ページの上から3つ目の病児・病後児保育事業委託料ということなんですが、これは年間に何名くらいの方が利用されてるものでしょうか。

○こども課長 病児・病後児につきましては、年によって大分利用状況が違いまして、昨年24年度は86人で行って、25年度2月1日現在で40人というような利用状況でございます。

○委員長 児童館・児童クラブのほうも6年生まで拡大になりましたが、これ、今小学校3年生までですが、こちらのほうも6年生まで拡大するお考えはありますか。

○こども課長 ちょっと担当の係長のほうからお答えします。

○こども応援係長 今現在の制度としては、6カ月から小学校3年生までということで利用をいただいております。今の利用実態からいくとですね、ほとんどが保育園、幼稚園在園児までのところで、小学生の利用も一部あるというような状況です。ただ、4年生以上に関しての利用は、希望という面でも今のところさほど多くないような状況にありますので、保護者の利用意向等ですね、今後あればですね、検討をしていくということになるかと思いますが、今のところはそういったニーズはそんなに大きくないかなというふうに考えております。お願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。拡大をしていただくと、また利用者もふえるかもしれないので、そのあたりも検討をしていただけたらと思います。

それから、同じページで子育て支援センター事業なんですが、年間に行われる事業の中で託児が行われていると思うんですけども、その託児は、利用される方の負担っていうのはどのくらいしていただいているんでしょうか。

○**子育て支援センター所長** 基本的にセンターで行います講座、講習等は、材料費等をいただく場合はありますけれども、託児の賃金をいただいはおりません。なので、無料ということになります。

○**委員長** もう最近、私も託児を利用することはなくなったんですが、以前託児を利用していたころは、無料にしていると、お願いをする側も、まあいいかというところもあり、申し込み受け付けっていうもの自体に責任感がなくなったりというところもあって、いつか、託児も200円程度の自己負担をいただくというようなやり方をやっていたときもあると思うんですが、今後またそういったお考えはありますでしょうか。

○**子育て支援センター所長** 有料でお預かりをしたというのは、今のところちょっと確認ができないんですけども、ただ、託児が無制限にできるわけではないので、やはり託児もこちらで準備をした託児保育士の許容範囲で収めるようにはしておりますので、そこら辺、そんなに。当日お子さんのぐあいが悪かったり、保護者の方のぐあいが悪くなってキャンセルということはありますけれども、今のところそんなに託児を申し込んであったのに来なかったというような事例は本当に少ないかなというふうに思っています。またそれについては検討させていただきたいと思います。

○**委員長** 施設利用なんかもね、受益者負担ということで見直しもされてるので、ぜひこの部分に関して再度検討をしていただきたいと思います。

○**副委員長** 163ページのひとり親家庭福祉推進事業のところ、児童生徒の就学支度金っていうのが盛られています。これは、どの時期にと言うか、何月に支給になりますか。それで、どのくらいの金額になりますか。

○**福祉課長** 3月1日現在塩尻市に在住されている方に御通知を差し上げて手続をさせていただいて、3月25日の支払いを予定しております。お一人につき1万円を支給しようとするものです。

○**副委員長** これと似たので就学援助金の制度があるんですけど、これもタイムリーにと言うか、お金がかかるときにすぐ使えるっていうところにお金に来るっていうのがなかなか難しいと思うので、額は1万円ですけども、3月中に支給になるっていうのはいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○**委員長** 要望でよろしいでしょうか。

○**副委員長** はい。

○**委員長** 165ページの児童館・児童クラブ運営費のところでお伺いします。予算説明資料の43ページに、それぞれの児童クラブがどこの公共施設と一緒に使うかというような、児童クラブを開設するかというようなことがついてるんですけども、このあたりの運営をどのようにするかが決まっているようでしたらお聞かせいただきたいということと、それから、児童クラブが今まで1カ所だったところが2カ所に分かれる場合、どちらを利用するかということを本人もしくはその御家庭の希望を聞いていただけるのか、それとも住んでる場所で分けてしまうのかとか、そういったあたりもお知らせください。

○**こども課長** 現在、来年度26年度ですね、申し込みを受けておまして、許可等、通知を出してるところなんですけれども、4年生以上の利用状況につきまして驚くほど多くないと言いますか、ような現状でございまして、分散をしてやるのか、今のところで工夫をして何とかできるのかというようなことも含めてですね、今考

えているところなんですけれども、例えば塩尻児童クラブで言いますと高出地区センターというふうになっておりまして、これは市営球場のところになります。そうしますと、日の出保育園の2階に本館がございますので、そこからですね、高出の地区センターへ1回行ってですね、そこでやるということになりますと、これは例えば4年生以上であってもですね、わざわざ桔梗小学校の近くに家があるのにもかかわらず、そこまでわざわざ行ってですね、というようなことってというのは、これは当然ちょっとあり得ない話かなというふうに考えますので、館によってですね、その居住、今、委員長がおっしゃるようになりますね、希望も当然把握をしていかなきゃいけませんし、学年にこだわってやらずにですね、1、2年生とか低学年のところであれば学校に近いところが一番いいかと思っておりますので、そちらのほうでももちろん原則はやらさせていただくんですけれども、親御さん等の御意向というものもですね、聞いていく中でですね、各館のほうでですね、一番いい方法を検討して進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 兄弟関係もいると思うので、低学年がこっちに行ってというそういう分け方も非常にいろいろ難しい部分はあると思うんですが、今申し込みを受け付け中で検討中ということなんですが、もう3月も13日ですし、あと1カ月後には多分利用が始まるんですかね。いつごろそういったことは、詳しいことがわかるようになるのでしょうか。

○子ども課長 担当の係長のほうからお答えします。

○青少年係長 今、別施設を予定している児童館につきまして協議しているところですが、今、課長が申し上げたとおり、分け方につきまして保護者の皆さんや館長の意見も聞きながら検討しておりますけれども、来週くらいにはめどを立てて、ちょうど許可証を今発送しているところですので、保護者の方にまずお知らせをしていきたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。ほかに、よろしいでしょうか。

では、ここで10分間休憩をとります。3時30分まで休憩といたします。

午後3時18分 休憩

午後3時30分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。先ほどの質疑、続きはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは質疑を終えて次に進みます。10款教育費1項教育総務費から4項幼稚園費までの説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、予算書262、263ページからお開きください。まず、10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費からお願いいたします。263ページ説明欄で御説明いたします。まず教育委員会諸経費につきましては、教育委員会が行います教育施策の推進に向け課題を把握し、基本的な方針について審議、決定する教育委員会の経費でございます。まず1つ目の黒ポツにつきましては、教育委員会4人の委員報酬でございます。2つ目の黒ポツにつきましては、新年度6月に1人委員が退任の予定でございますので退任記念品を予定してございます。3つ目の黒ポツ、費用弁償につきましては昨年度から7万円ほど増額になっておりますが、こちらにつきましては、昨年度改選されました教育委員さん、ちょっと御自宅が遠いということの中でその分の費用弁償を多めに見込んでいるものでございます。

続きまして、2目事務局費をお願いいたします。教育長給与費につきましては、減額措置につきましては今年度この3月の31日までの時限措置となっておりますので、来年度分については復活という形になりますので前年同額を計上しているものでございます。次の職員給与費につきましては、教育総務課の職員それからこども教育部長までを含めての職員給与費となっております。

次の白丸、教育委員会事務局諸経費につきましては、教育委員会事務局で行います事務費等に関する金額でございます。こちらにつきましては、前年度に比べまして166万7,000円、24%の増額となっております。主要なものにつきましては、ただいま策定しております教育振興審議会によります教育振興基本計画、こちらについての策定費用が増額の大きなものになってございます。その中で教育振興審議会委員報酬ということで20人分、それから2つ飛びまして費用弁償をそれぞれ計上しております。なお、今年度につきましては、教育振興基本計画のまとめの年ということで委員会を5回を想定しておるところでございます。それから、事務局費の必要経費、消耗品等がございます。次のページへまいりまして上から6つ目の黒ポツになります。教育振興基本計画調査委託料でございます。こちらにつきましては、今年度に引き続きましてSCOPに委託をしてまいりたいというふうに考えております。その他、学齢簿システム使用料等になってございます。

次の白丸、265ページの1つ目の白丸になりますが、教育相談研究事業でございます。こちらにつきましては、今年度専門委員のほうからも御指摘をいただきまして、不登校対策等の事務費については統合して一括計上したほうが事業費としての総額としてわかりやすいのではないかというアドバイスもいただく中でですね、今までありました「笑顔で登校」推進事業、こちらを発展的に解消しましてこちらの教育相談研究事業のほうへ統合としております。こちらの相談員報酬5人分、まず1つ目の黒ポツでございますが、こちらについては教育センターの相談員3人、それから高ボッチ教室、小学校、中学校向けのそれぞれの教室の1人ずつの指導員を入れてあるものでございます。また、1つ飛びまして3つ目の黒ポツ、臨時職員賃金につきましては、高ボッチ教室の中学のほうで担当しております補助員という形になっております。それから次の黒ポツ、講師謝礼につきましては、日本語学級講師2名ということで、前年まで1名で日本語学級のほうの切り盛りをさせていただいておるんですけども、最近日本語ができない、全くしゃべれないというような外国人のお子さんが増えてきております。一応、現状でですね、13人ございまして、25年度当初では5人だったんですけども、倍以上にふえてきているという中でなかなか手が足りないという状況になってきております。週に2回は日本語教室のほうへ通わせたいんだけど手が足りなくてなかなかできないという状況がありますので、ここのところの講師謝礼については2名に増額をしているところでございます。それから、その1つ飛んで下、消耗品費でございます。こちらにつきましては、「笑顔で登校」の事業の分から回ってきている分も合わせまして、昨年度より100万円ほど多くなっておりますけれども、こちらにつきましては特にQ-Uアンケートにつきましては、小学生について一応公費で負担しているものが従来1回でございましたけれども、今回2回計上しているという形になります。ですので、小学校と中学校それぞれで2回ずつ公費でQ-Uアンケートについては負担をするということで、今年度予算を措置してございます。

続きまして次の白丸、スクールバス運行事業でございます。こちらにつきましては、塩尻市内の部分につきましてはアルピコ交通、それから北小野方面につきましてはシルバー人材センターのバスの運行委託、それから檜川部分につきましては大新東への運行委託という形で、3種類の委託形態になってございます。それぞれ、北小

野の分とそれから檜川の大新東への運転の委託の部分につきましては、車両につきましては市が負担、維持管理は市が行うという形になっております。ほかのアルピコ運行分については、車両の維持経費につきましてはアルピコさんが持っているという形になります。この中で、上から5つ目の黒ボツ、車両修繕料、こちらにつきましては、昨年よりも38万円余り多めの計上をしておりますが、こちらにつきましては、北小野回りの勝弦回りのバスにつきまして非常に外装が傷んでおります。さび等もありましてなかなか、保護者のほうからもあまりにぼろいという話がございます、その関係で外装、バンパーですとかサイドパネルを含めて、あとシートについて修繕をしていきたいというものを考えております。ただ、足回りですとかエンジンやなんかについては今非常に点検やなんかの際にもですね、いいところと、当たりがついていいところということですので、外装等について修理をしてみたいということを考えております。その他、運行委託料につきましては、それぞれ先ほど申し上げました、一番大所といたしましてはアルピコのほうになりますけれども、シルバー人材センターそれから大新東への委託になります。なお来年度につきましては、現在スクールバス運行の見直しを検討しております、宗賀小学校のこちらの北側の桔梗ヶ原ライン、それから平出のほうを回るライン、それから片丘小学校の帰りの便について、冬期間のですね、日が落ちる時間が早い時間についての運転の乗車の対応というのについて、地元の要望もありまして今検討をしているということで、それに対応できるような形の運行委託料もあわせて増額して盛っているものでございます。

それでは、次のページお願いいたします。266、267ページでございます。一番上、結核対策事業でございますが、これは結核の疾病予防のための結核対策委員会の実行、それから健康診断等についての経費を盛ってあるものでございます。結核対策委員会につきましては、東筑で委員3人ですが、内訳は東筑から2人、あと塩尻から1人ということで3人の先生をお願いしているものでございます。

それから次の白丸、教育センター情報教育推進費につきましては、教育センターで管理しております情報機器それからパソコン、サーバー等の使用料に関するものが主要なものでございます。こちらにつきましては、下から2つ目の中ボツ、パソコン等使用料につきましては契約更新が若干ありました関係で昨年度より20万円余りの減額というふうになっているものでございます。全体的には、そういったリース物品、パソコン等の金額の減額等もありまして、25年度よりも30万円余りの減額になっているものでございます。

○家庭支援室長 同じく同じページ266、267次の白丸、まなびサポート嘱託員報酬、その下、まなびサポート事業について御説明させていただきます。まなびサポート事業は、特別な支援が必要な児童生徒に対し1人1人の教育的ニーズに応じた適切な学習環境を提供するというので、塩尻市では計画的に特別支援講師及び支援介助員を増員しながら配置をしてみいました。26年度につきましては、まなびサポート嘱託員報酬、1つ目の黒ボツ、特別支援講師報酬14人分、それから教育相談員の報酬2人分を計上しております。

その下の白丸、まなびサポート事業、2つ目の黒点ですけども臨時職員賃金。これにつきましては、支援介助員の賃金になります。計画的に増員をさせていただきまして24年度10名、今年度3名増員で13名、来年度につきましては、また2名増員をさせていただきまして15名分の臨時職員、支援介助員として1,529万6,000円をお願いするものであります。私のほうからは以上です。

○教育総務課長 それでは、引き続きまして267ページ下から2つ目の白丸をお願いいたします。高等学校等振興事業でございます。こちらは、市内の生徒が通学する私立学校等について運営費等を補助するものでござい

ます。こちらの1つ目の中ポツ、私立高等学校運営費補助金、こちらにつきましては、今までこの運営費補助金につきましては3,000円でここ5年ほどやってまいりましたけれども、こちらにつきましては300円の増額という形で対応してまいるのでございます。この結果、前年度よりも16万5,000円の増額となっております。対象生徒につきましては、550人を想定してございます。それから次の中ポツ、私立高等学校設備費補助金につきましては、これ、都市大塩尻校につきまして設備費の補助金という形で交付しているものでございますが、経年的に減額をしてきております。25年度の100万円から、26年度につきましては50万円に減額しております。こちらについては学校とも了解の上での事業でございます。ということで、50万円の減額となっております。なお、下の最後の各種学校運営費補助金につきましては、笠原学園さんにつきまして固定資産税と都市計画税の2分の1相当額を補助するという形になってございます。

その下の白丸、嘱託員報酬、こちらにつきましては、給食費の徴収嘱託員を雇用してございますが、その1名の報酬でございます。

次のページ、268、269ページをお願いいたします。給食公会計事務諸経費でございますが、これは給食費を25年度から公会計化してございますけれども、その運営に伴います事務経費でございます。前年度に比べまして27万円余の減額となっておりますが、これは開始年度当初としての初期投資等が減額になっているものと考えられます。主なものにつきましては、学校給食費の収納システムの使用料というものになっております。なお、この金額につきましては25年度と同額でございます。

その下の白丸、学校給食レシピ公開事業ということで、学校給食のレシピサイトの構築を現在進めておまして、来月4月からの公開を予定してございます。現在、構築費から今度は保守費のみになりますので、今年度の費用に比べますと大幅な減額となっております。

続きまして、3目教職員住宅費でございます。これは、教職員に良好な住宅環境の提供をいたしまして、学校教育へ生かしていただきたいというような形の中でのものであります。教員住宅は全部で59戸ございます。それについての営繕修繕費、維持管理費等でございます。この中の上から3つ目、園庭整備委託料につきましては、これは、主なものとしましては北小野にあります教員住宅の庭園があるんですが、非常に立派な庭園になっておるんですけど、中に3軒ございます。ただ、面積が非常に広くてですね、非常にいい庭が入っておりまして、単年ではなかなか対応ができませんので2年で1セットという形になっております。そちらの関係で若干ふえております。それから、改修工事につきましては、高出の丘中学校の南側にあります教員住宅につきまして3戸分を改修をしてまいりたいと考えております。なお、一番下の中ポツ、解体整備工事でございますが、老朽化が進みまして、なおかつ入居者の予定もない住宅につきまして解体をいたしまして、その後、市の市有財産の廃止を経た中で、新たな土地利用を考えてまいりたいというものでございます。なお、建物そのものにつきましては非常に老朽化が進んでおりまして、再利用、再活用というのはなかなか困難な物件になっております。実際、住む人がいないということを考えてもそういうことですので、まずはその解体をして跡地利用で考えてまいりたいということでございます。

○男女共同参画・人権課長 それでは、その続きでございます。4目人権教育費でございます。予算説明資料の49ページもあわせてごらんください。社会人権教育推進事業としましては、上の黒ポツから社会人権教育を企画、推進していただいております社会教育指導員の報酬、次が市内10地区で公民館活動等を通じまして人権教

育を指導していただいております人権教育指導員の報酬、次が人権教育推進施策につきまして検討をしていただいております人権教育推進委員の報酬、次が人権同和教育集会所の清掃等を行っていただいております臨時職員に対します賃金でございます。次の手話通訳者、託児保育士賃金、要約筆記賃金につきましては、人権と男女共同参画の推進を目的に行っております豊かな心を育む市民の集いの開催の経費となります。その下の人権教育講師謝礼につきましては、各地区の公民館、分館の公民館での人権学習会の講師となる方の謝礼でございます。次に、6つ下の営繕修繕料から集会所管理委託料までは人権同和教育集会所にかかわります管理にかかわる経費でございます。次の講演委託料につきましては、豊かな心を育む市民の集いの講演委託料となります。次の集会所遊具撤去工事につきましては、人権同和教育集会所に設置してございますブランコ、シーソー、すべり台等の遊具が老朽化により今年度より使用不可としております。これを撤去するものでございます。次の271ページになりますけども、分館人権学習会・地区推進会議補助金20万円でございますが、各地区で人権学習会の開催しておりますものに対します補助として、それぞれ各地区2万円ずつ交付するものでございます。以上です。

○教育総務課長 それでは、引き続きまして5目学校施設集中管理費をお願いいたします。まず最初の白丸ですが嘱託員報酬、こちらにつきましては集中管理室のほうに5人の嘱託職員を配置しているものでございます。

次の白丸、学校施設集中管理事業につきましては、それぞれの学校の軽微な修繕それから維持管理等について、集中管理室の職員が使用する消耗品等の費用になります。なお、この中で下から5つ目の中ポツ、学校管理委託料、こちらにつきましては、いわゆる学校の公使さんに当たる方なんですけれども、シルバー人材センターと契約をいたしまして各学校ごとで配置をしておるものがございます。それから、下から2つ目の中ポツ、補修用資材、こちらにつきましては、ここの学校集中施設管理室の皆さんで、保育園とか児童館のほうの一部修繕等も請け負っていただいております。そのために補修用資材費につきまして効率的な運用を図るために、児童館・児童クラブ施設改善事業、それから保育所施設改善事業、それから教員住宅の施設管理費の中の補修用資材費、こちらをここにまとめまして効率的な資材の購入ができるようにということで、今回この部分の予算がちょっと膨らんでおります。

次の6目塩嶺体験学習の家運営費でございます。こちらにつきましては、塩嶺体験学習の家の運営に関する費用を計上しているものでございます。こちらにつきましては、昨年から比べまして180万円余減額となっておりますけれども、こちらにつきましては、昨年一部施設の改修工事を150万円くらいかけてやりまして、なお補修の関係でも資材30万円ほどありましたので、その部分が経常的な部分ということでなくなっております。その分が減額となっております。2つ目の中ポツですが、臨時職員につきましては施設の管理人ということで3人、経常的に動いている方はお一人ですが、繁忙期等については3人体制で対応していただいております。それから真ん中辺ですが、印刷製本費がございます。こちらにつきましては、先ほど御審議いただきました消費税対応等で使用料の改定があります。パンフレットのほうがですね、改訂になります。そんな関係でパンフレットの印刷費を計上しているものでございます。それから、それぞれ研修事業、それから体験学習支援プログラムを実施しておりますので、その傷害保険料等を計上してございます。それが下から2つ目でございます。では、めくっていただきまして続きでございます。上から4つ目の中ポツ、こども未来塾等運営委託料ということでリーダー研修等、それにつきましてはの体験コーディネーターという形で運営委託をしまっているものでございます。次の自動車等借上料につきましては、学校からおいでになる各研修等のバス借上料でございます。

続きまして2項小学校費1目学校管理費にまいります。最初の白丸、学校医等報酬につきましては、各学校の子供たちの面倒を見ていただいております学校医、学校薬剤師の報酬55人分ということで、内訳といたしましては、小学校につきましては学校医は35人、歯科医が11人、薬剤師が9人、それから歯科検診の際の補助者ということで26人を想定してございます。次の中ポツにつきましては、学校ではありませんで、8人分は、こちら、学校でTTの講師、ティームティーチングを行う場合の講師の人件費分という形で8人。これにつきましては、木曾檜川小以外の全ての小学校に1人ずつを配置してございます。

次の白丸、小学校管理諸経費につきましては、小学校の管理運営に関する総体的な経費を計上してございます。こちらにつきましては、平成25年度まで小学校負担金という形で各種負担金のほうを外に出して1つの事業としておりましたけれども、今年度の予算からこの小学校管理諸経費の中に入れさせていただいております。そのため、事業費総額といたしましては、昨年度に比較いたしました2,997万2,000円余ふえておりますけれども、これの主要なものは両小野小学校の組合の負担金が主要なものでございます。それでは、こちらにつきましては内容につきましては、臨時職員賃金、1つ目の中ポツですが、これにつきましては学校事務職員、それから外国人指導支援員1人、あと「笑顔で登校」支援事業にありました子と親の心の相談員、こちらのほうを計上してございます。それから消耗品、上から6つ目の消耗品費につきましては、昨年度から80万円余減額となっておりますが、これの主なものといたしましては、25年度は消火器の更新で100万円くらい計上してございましたけれども、これがなくなったということで大幅な減額となっております。なお、燃料費それから電力使用料等につきましては、消費税上昇、それからそれぞれの使用料について値上げが見込まれているため増額とさせていただきます。

それでは、次のページへお願いいたします。一番上の中ポツ、地域児童見守りシステム運用管理諸経費につきましては、昨年度から地域児童見守りシステムの基幹部分につきましては、情報推進課の総務費のほうで予算計上していくという形になりました。

申しわけございません。275ページをお願いします。大変失礼いたしました。こちらにつきましては、先ほどの管理諸経費でございますが、上から2つ目のポツ、施設設備点検委託料、こちらにつきましてはプールのろ過装置それからボイラー等の点検、それから自家発電装置の点検の費用でございます。それから、この真ん中よりもちょっと下ですが、放送機器使用料、こちらにつきましては237万9,000円ですが、前年度より60万円余減額になっておりますが、こちらにつきましては平成19年度に入れました放送機器のリースの終了、それから平成26年度に導入予定の新たな更新等を含めまして、単価が下がっているという関係でございます。その下飛びまして、机・椅子等購入費につきましては、学校要望それから計画的な更新という形の中で168セットの机と椅子の更新をするものでございます。その下に4つございます研究協議会負担金、市教育会各種事業負担金、それから学校災害共済給付掛金負担金、それから辰野町塩尻市小学校組合負担金、こちらが、先ほど申し上げましたように、こちらの事業へ統合したものでございます。なお、辰野町塩尻市小学校組合の負担金でございますが、2,356万7,000円で、昨年度より850万円余増額ということになっておるんですが、こちらにつきましては、両小野小学校の改修工事、いわゆる老朽化に伴う改修工事を新年度で1,300万円余予定していること、それから校務技師につきまして臨時扱いだった職員につきまして、辰野町の人事の関係で正規職員への配置が決まってきたということの中で、プラス400万円余ということで、それぞれ負担要因がふえてい

るものでございます。

その次の白丸、小学校施設改善事業でございます。こちらにつきましては、小学校施設の施設改善等にかかわる営繕、それから工事等になるものでございます。営繕修繕料につきましては、小規模修理等570万円余を主なものとしております。それから4つ目の中ボツ、電力デマンド情報配信委託料、こちらにつきましては、電力のピーク時の電力が、今ピークを超えてしまった場合に電気料がその翌月から高い基本料金になってしまうということの中で、それに対応するためにピークを迎えそうになると、もういっばいだよということで知らせてくれるシステムというのがあります。そのシステムを導入してみるということで、今回、電気の使用量の波が、上と下の波が非常に大きめの学校について試験的に入れてみるという形でございます。吉田小学校と洗馬小学校について来年度は導入ということで、これは新規の事業でございます。あと、一般工事といたしましては、それぞれ学校ごとの改修工事等を見込んでございます。

その次の白丸、小学校補助交付金につきましては、学校で行う特別行事、それからスケート教室、それから教職員の派遣研修等の補助金でございます。これにつきましては、25年度までは総合的な学習交付金というメニューがございましたけれども、こちらにつきましては後ほど御説明いたしますけれども、特色ある学校事業交付金という形に発展させて別事業とさせていただいているものでございます。

続きまして次の白丸、学校安全支援事業。こちらにつきましては、平成24年、25年として重点施策といたしまして学校の周りの通学路等の安全点検事業、それから交通環境の改善ということで取り組んでまいりました。2年間やったところでとりあえずまだ手のつかない、例えば県道ですとか国道ですとかの改良部分につきましては、やはり長い目で見ていかなければ、要望等していかなきゃいけないという中で、教育委員会サイドとしてできる学校周りの、例えば施設整備的な部分等についてはおおむね対応ができたのではないかとという中で、若干事業の見直しをして縮小という形になっております。来年度といたしましては、この消耗品費で26年度入学児用の携帯ブザー、それから横断旗、それから営繕修繕料といたしましてはカーブミラーを1カ所、それから安全看板を1カ所、それから次のページへ行きまして備品購入ということで横断旗のボックスを2個セットで5カ所分というような形で、若干事業量を縮小させていただいております。ただし、地域からこれから学校の安全点検等は継続的に行ってまいりますので、そうしたものに対してはそれぞれその機会を捉えてですね、対応してまいりたいというふうに考えております。

次の白丸、小学校英語活動サポート嘱託員報酬につきましては、これは小学校に配置しております国際理解の嘱託員の報酬5名分でございます。

それから次の白丸は小学校英語活動サポート事業ということで、ALTの経費が主要なものでございます。こちらにつきましては1名、広丘小学校に小学校専属として1名を設定してございます。

それでは、1つ飛ばしまして小学校プール改修事業をお願いいたします。こちらにつきましては、25年度予算では吉田小学校のプール改修ということで設計費を計上いたしまして設計をしてまいりまして、26年度では具体的な工事という形になります。なお、この工事の中でですけれども、桔梗小学校のプール、これにつきましては非常に老朽化が進んでいるという中で、桔梗小学校、当初の予定ですと平成30年度の改修という形になるんですけれども、非常にプール本体の塗料がですね、非常にもう剥離をしてしまっているというところ、それからポンプ、消毒ポンプですかね、それが非常に老朽化してきておりまして調子がよくないということの中で、子供

の衛生・安全に直結する部分でございますので、ここら辺のところは大規模修理としてですね、工事をしてまいりたいということで、26年度については吉田小と桔梗小の2つのプールを対象とさせていただきます。なお、桔梗小につきましては全体の外周部分、プールの周辺部分の改修も含めましては29年設計の30年工事ということで実施計画上予定をしております。

それでは次の白丸、小学校特色ある教育活動事業でございますが、これにつきましては追加の資料がございますので、配付のほうさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 配付願います。

○教育総務課長 それでは、お手元に今配付させていただきました資料でございます。これは、今年度当初予算で計上させていただきました特色ある教育活動の事業の一覧表になってございます。表面が小学校、裏面が中学校という形になっております。金額的には各校均一200万円という形になってございますので、具体的にどの学校がどんな事業をやるのかという形の中で、中身が何も見えないというような話もございましたけども、こんな形で各学校は取り組んでいきたいというものでございます。この事業の、そもそも事業発端の志等につきましては本会議のほうで御説明をしたところではございますけれども、各学校の地域性あるいは歴史等を生かした中で今後の子供たちの成長の中へ生きていくような事業ということの中で、こうしたこの一覧表にお示しするような事業を今回各学校から計画を上げてまいりましたので、教育委員会事務局の内部での審査等を含める中でこうした事業を計上したというものでございます。

それでは次へ進みまして、2目教育振興費をお願いいたします。それでは最初の白丸、教育振興諸経費でございますが、こちらは各学校で行います学校での教育の振興に資する費用という形で消耗品等、学校配分等にかかわるもの、教材備品購入費等、図書購入費等を計上してあるものでございます。なお、今年度の特徴的な部分といたしましては、図書購入費につきまして金額的には昨年度とそれほど変わっておりません。10万円くらいプラスになっている程度でございますが、各学校への配分方法を若干計算を変えてございます。今までは、各学校の均等割部分と生徒割部分という形で分けてやっております。今までは均等割部分を9万5,000円、それからそのほかを生徒割それから先生へという形で割り振りをしておったんですけれども、今年度の26年度の配分といたしましては、均等割部分をもう少し大きくする方向で考えております。それによりまして現在では小規模校ほど総枠が少なくなってしまうという現状があります。その結果、例えば百科事典等の大きな入れかえを要するものについての対応が難しいということがありますので、幾らか小規模校に配慮をした配分という形を考えております。そうした中で、特に、古典的な文学とかはいいんでしょうけれども、新しい最新の図書をできるだけ更新していただきたいと。そういうことによって調べ学習ですとか、そういったものにつなげていただきたいと。そういう思いでございます。ということで、図書購入費のほうは金額的にはそれほど変わっておりませんが、そういう配分を変えてまいりたいということでございます。

その次、教育振興扶助費でございますが、就学援助費それから特別支援教育就学奨励費につきましてそれぞれ見込んであるものでございます。実質的には、就学援助費につきましてはおおむね300人くらいの相当で、それから特別支援教育就学奨励費については40人相当くらいで、一応当初予算としては計上させていただいているという状況でございます。

その次の白丸、小学校情報教育推進費につきましては、各小学校に配置をしております情報機器等の維持管理

に関する経費でございます。次のページへ行きまして、主要なものは次のページの一番上、電算機器使用料でございます。

それから次の白丸、新学習指導要領対応事業につきましては、新学習指導要領に対応した教材等の購入を図るものでございます。特に消耗品費、それから教材備品購入費につきましては、特に理科備品、理科教育に関する備品等についてそれぞれ計上してあるものでございます。ただし、平成25年度につきましては国の補助金が結構たくさん上積みをしたというような経過もある中で、昨年度多めの計上になっておりましたが、今年度は通常分というような形の中で、消耗品につきましては49万円余、それから備品につきましては50万円余の減額の計上となっております。

続きまして、3目給食施設費でございます。こちらは、小学校の給食提供に関する経費を計上してあるものでございます。嘱託員報酬につきましては14人の嘱託員ということで、栄養士2人、調理員12人を計上しているものでございます。それから職員給与費につきましては、一般職給料ということで、栄養士3人、それから調理員17人の20人を計上しているものでございます。

それから、その次の白丸、給食運営事業諸経費につきましては、現在2億7,994万3,000円の予算計上でございますが、こちらについては昨年度に比較しまして1,117万5,000円の増額となっております。なお、給食費につきましては、先ほど消費税の説明の財政課長の説明の中で、増額分が給食費も含めてということで説明がありましたけども、給食費につきましては1食当たり単価を10円、小学校、中学校とも上げるということで予算計上してございます。こちらにつきましては、現状消費税3%分食材が当然値上がりするという部分も含める中で、現状と同レベルの給食を提供していくことの必要性、現在塩尻市の給食は非常に、特にほかから転入された先生方にもおいしいということで好評をいただいておりますけども、給食の質を落とさないということの中で検討をする中で、現在と同じレベルで給食を提供いたしますと、その消費税アップ分も含めて、あとそれから現在の食材の購入費等も勘案する中でやりますと、大体294円くらいの想定単価になります、同レベルで大体想定しますと。そういうところの中で1円単位を切り捨てて、小学校の場合280円を290円としたいというものでございます。あわせて中学校のほうも御説明いたしますが、中学校につきましては、同じような算定をいたしますと332円余の単価になります。ということで、円単位を切り捨てまして、320円の単価を330円とするものでございます。給食費の年額といたしましては、2,000円のアップで考えているというところでございます。ということで、歳入部分の説明になりますけれども、そういう形で歳入がふえてまいりますので、同じ水準で食材費が伸びるということの中でこうした形の予算になっているという形でございます。

なお、給食運営事業につきましては、昨年まで給食運営委員会負担金というのがありまして、いわゆる栄養士、調理師、それから教育委員会等、あと校長も入った中で研究会を設けて、給食の質の向上ですとか、そういった関係をやっておりましたけども、それについて負担金で出しておりましたが、負担金という形よりも当初から細目を分けて予算化したほうがいいということで、やはり専門委員からの御提言もある中で、今回予算の中にはその部分も取り込ませてございます。ただ金額的には20万円ほどの微々たるものでございますので、大勢の中ではそれほど大きな影響にはなってございません。真ん中辺のところ、給食費のすぐ下でございますが、木曾漆器食器購入費ということになっております。こちらにつきましては、檜川村時代で整備をされました木曾檜川小学校と檜川中学校で使用されている漆器の食器につきまして、もう十何年たっております。非常に老朽化が進んで

いるということで、塗り直しができるということで今までかなり塗り直し等をして使ってきておりますけれども、保健所の内部監査等の中でも、ちょっと傷みがひどすぎるといふことの御指摘をいただいている部分がございます。そうした中で、これから3年間をかけてそれぞれの食器を更新をかけてまいりたいということで。なお、こちらにつきましては、ただいま行っております、昨年度からやりました給食レストランで使う食器にも一部を使いたいということの中で、やはり給食レストランを実際にやってみると、漆器の器で食べてみたいという御要望もございます。そういった中で食育、それから塩尻市のそういった資源を広めるということの中でも使っていきたいということで事業化をしているものでございます。なお、この財源につきましては県の合併特例交付金を全額充当できる予定で、今企画のほうと対応しているところでございます。それからあと、下から2つ目の備品購入費につきましては、各調理室等で必要になって、老朽化の進みました食器洗浄機、それからガス回転釜、あと食器の保管庫等を更新をかけるものでございます。

それでは、280、281ページへお願いいたします。4目洗馬小学校建設費でございます。こちらにつきましては、計画の中で次の大規模改修が洗馬小学校ということで設計委託をかけるものでございます。工事のほうは27年度を予定しているものでございます。

それから、次の中学校費でございます。3項中学校費1目学校管理費でございます。主要な部分につきましては、予算の構成といたしましては小学校費とほとんど同じでございますので、中学校費で変わる部分についてのみ御説明をさせていただき形をお願いいたします。まず、学校医等報酬のところ2つ目のポツでございます、嘱託員報酬でございますけれども、4人分でございます。こちらについては、学力のTT等が2名、それから養護教諭が1名、それから学校スーパーバイザー1名の4名でございます。それから、外国語指導助手報酬3人分につきましては、これはJETで配置をさせていただいております3人のALTの皆さん、塩中と丘中と広陵中に配置しております。この3人の人件費になります。

それから次の白丸、中学校管理諸経費につきましては、次のページ283ページ上から12番目、外国語指導助手配置事業委託料、こちらになります。こちらにつきましては、民間の人材派遣会社アクティブパーソネルのほうから配置をいただいておりますALTの委託料になるものでございます。こちらにつきましては、西部中に1人、それから檜川中学校に1人、2名を配置させていただいております。それから、その欄下へ行きまして下から6つ目、机・椅子購入費、こちらにつきましては、74セットの更新という形を考えております。それから次、そこから3つ下の塩尻市辰野町中学校組合負担金。こちらにつきましては、さっきの小学校費と同様に中学校負担金という1つの事業が昨年ありましたけれども、その2つ上の研究協議会負担金から下の自治体国際化協会負担金までをこの事業に取り込んできたものでございますが、塩尻市辰野町中学校組合負担金につきましては、5,657万8,000円ということで、昨年度に比べまして319万7,000円の負担金の増になっております。こちらの理由につきましては、組合で払っております公債費、借金の返済でございますけれども、平成23年と平成22年の事業で行いましたそれぞれの起こした起債がございますが、据え置き期間が完了いたしまして、今まで利息のみの支払いになっておりましたけれども、元本の支払いが開始されたために公債費の支払いが多くなったものです。来年度予算では800万円余の公債費の増額になっております。その関係で負担金が多くなっているというものでございます。ちなみに対象となる事業は、23年度については校舎の耐震改修、それから22年度分につきましては特別教室棟の改築工事でございます。

その次の白丸、中学校施設改善事業でございます。こちらにつきましても、上から2つ目の中ポツですが、電力デマンド情報配信委託料ということで、こちらは広陵中と西部中にこの配信の委託をお願いしております。続きまして一般工事につきましては、各学校ごとの改修工事等を上げておりますけれども、消防設備の改修工事が5校分ということで146万円余等になっております。あとは、自家用電気工作物の改修工事、これは檜川中でございます。こちらが365万円等が主要なものでございます。

次の白丸、中学校補助交付金につきましては、先ほど申し上げましたように総合的な学習交付金を発展的に特色ある学校交付金に変えましたというところの中で、特別行事等交付金を計上しているものでございます。

続きまして、次のページへまいります。284、285ページでございます。学校安全支援事業、こちらにつきましても、若干昨年度より業務量を縮小しておりますが、主要なものとしたしましては、やはり先ほど小学校費で申し上げましたように横断旗ボックス、それから横断旗、それからカーブミラー、それと看板等の計上という形にしております。

それではその下、2目教育振興費でございますが、こちらにつきましても各中学校それぞれの教育振興に資する消耗品、それから備品等の計上をしているものでございます。この図書購入費につきましては、中学校におきましても小学校と同様に定額割部分を大きくいたしまして小規模校への配慮をしているところでございます。

次の白丸の教育振興扶助費につきましては、就学援助費については150人想定、それから特別支援教育就学奨励費につきましては30人を想定して予算を計上させていただいております。それから、以下は小学校と同様でございますので省略させていただきます。

次の3目給食施設費、こちらにつきましても、嘱託員報酬につきましては嘱託員6人のうち栄養士が1人、それから調理員が5人でございます。それから職員給与費につきましては、栄養士が2人、それから調理員が8人という形になってございます。

給食運営事業諸経費ということで、小学校費と同様に、先ほど申し上げました10円の1食当たり単価の増額ということの中で、給食費については増額になっているという形になります。それで、1つちょっと申し忘れましたが、この給食食材費の中でですね、米粉パンの普及というんですか、年6回分の米粉パンの、米粉パンの単価が高い分を補助する金額という形ですが、中学校費については32万9,000円を想定してございます。それから小学校費については49万3,000円を想定しているということで、それぞれ給食費のほうに盛っております。ですので、この部分については一般財源を充てていくという形、いわゆる給食費ではなくてですね、一般財源を充てていくという形になっておりますので御承知をいただきたいと思っております。なお、このページ287ページの下から2つ目、備品購入費につきましては、小学校費と同様、学校で給食室で使います備品の大物について更新等を図るものでございます。牛乳の保冷庫、それから食器の保管庫、あとまな板、包丁等の保管庫等の更新を予定しております。以上でございます。

○**子ども課長** 続きまして4項1目の幼稚園費をお願いいたします。私立幼稚園支援補助金でございます。こちら、私立の幼稚園の円滑な運営を促進するとともに保護者の負担の軽減を図るために、市内の児童が通園をいたします市外の幼稚園も含めまして補助をするものでございます。最初の中点の私立幼稚園運営費補助金でございます、609万円でございますが、市内の幼稚園3園に80万円の定額補助と、それから1人当たり9,000円の園児数割の補助を、また市外の幼稚園7園には、園児数割の補助をするものでございまして、児童数につき

ましては410人、うち市外が80人ございますけれども、を見込んでおります。なお、この人数につきましては、前年度比20人減で見込んでおります。次の中点、私立幼稚園就園奨励費補助金でございます。1,997万8,000円でございますが、保護者の所得の状況、それから通園しております児童数に応じまして補助をするものでございます。対象となります児童につきましては212人を見込んでおりまして、前年度比で66人の減というふうに見込んでおります。最後の次の中点でございますが、私立幼稚園障害児就園奨励費補助金60万円でございますが、私立幼稚園で心身に障害のある児童を受け入れた場合に、1人につき月額1万円の補助を交付しておりまして、私立幼稚園への就園を支援するというものでございます。以上でございます。

○委員長 ただいま説明を受けたところに何か御質問はございますでしょうか。

○教育総務課長 済みません、ちょっと先ほどの説明で訂正をいたします。私立高等学校の運営費補助金の生徒割の部分で、先ほど私5年ほどと申し上げたと思うんですが、7年据え置きでございました。済みません、訂正させていただきます。

○委員長 では、本日はこれで終了といたします。あした午前10時に再開いたします。お疲れさまでした。

午後4時28分 閉会

平成26年3月13日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 宮田 伸子 印